



孀恋村

高齡者福祉計画・第9期介護保険事業計画  
2024-2026



2024年3月  
孀恋村



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 計画の背景・目的 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
(1)高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体性.....	2
(2)関連計画との整合 .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 第9期介護保険事業計画策定のポイント.....	4
(1)介護サービス基盤の計画的な整備.....	4
(2)地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	4
(3)介護人材及び介護現場の生産性の向上 .....	4
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状</b> .....	5
1 人口及び高齢化等の現状 .....	5
(1)総人口の推移と高齢化.....	5
(2)高齢者人口の割合 .....	6
(3)65歳以上高齢者のいる世帯数.....	6
2 孀恋村の要介護認定者の状況 .....	7
(1)要介護認定者数の推移 .....	7
(2)要介護度別の割合 .....	7
(3)要介護認定新規申請者および新規申請者のサービス利用者数.....	8
(4)要支援・要介護認定率 .....	8
(5)介護認定者が抱えている疾患 .....	9
(6)通いの場の参加状況 .....	9
3 アンケート調査結果の概要 .....	10
(1)介護予防・日常生活圏域二ーズ調査.....	10
(2)在宅介護実態調査 .....	17
<b>第3章 第8期計画の取組・評価</b> .....	23
1 第8期計画の取り組み状況.....	23
(1)介護予防・日常生活支援総合事業 .....	23
(2)包括的支援事業 .....	25
(3)任意事業 .....	27
(4)保健サービス.....	29
(5)福祉サービス.....	30
(6)介護サービス・介護予防サービス .....	33
(7)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの実施 .....	35
(8)施設サービスの実施.....	36
2 第8期計画の取り組み評価.....	37
(1)基本理念 .....	37

(2)基本目標・基本方針・施策 .....	37
<b>第4章 第9期計画の基本方針 .....</b>	<b>41</b>
1 基本理念 .....	41
2 基本方針・基本施策 .....	41
<b>第5章 推進のための施策 .....</b>	<b>42</b>
基本方針Ⅰ 誰もがいきいきと暮らせるむらづくり .....	43
(1)介護予防・健康づくりの取り組み【重点】 .....	43
(2)高齢者の社会参加の促進(と活躍の場づくり) .....	44
(3)自立生活への支援 .....	44
基本方針Ⅱ 誰もが自分らしく安心して暮らせるむらづくり .....	45
(1)認知症の予防・支援施策の推進【重点】 .....	45
(2)地域で支えあう仕組みづくり .....	45
(3)介護・福祉サービスの提供と基盤の充実・強化 .....	46
(4)高齢者の権利擁護の推進 .....	46
基本方針Ⅲ 誰もが包括的な切れ目のない支援を受けられる むらづくり .....	47
(1)地域共生社会に向けた包括的支援【重点】(重層的支援体制整備) .....	47
(2)在宅医療・介護連携の推進 .....	47
(3)防災・安全対策の推進 .....	48
(4)介護・福祉人材の確保・育成に向けた取組 .....	48
<b>第6章 施設整備と介護保険サービスの見込 .....</b>	<b>49</b>
1 施設整備計画 .....	49
(1)サービス基盤の現状 .....	49
(2)県指定の基盤整備 .....	49
(3)村指定の基盤整備 .....	50
2 介護保険事業費の算出方法と保険料 .....	51
(1)各サービスの給付量・保険給付費・保険料額の算出方法 .....	51
(2)サービス利用者数の推計 .....	52
(3)サービス給付量・サービス給付費の推計 .....	53
(4)保険料額の設定 .....	58
<b>第7章 計画の推進体制 .....</b>	<b>62</b>
1 地域共生社会の実現に向けた体制整備 .....	62
(1)地域共生の村づくりの実現に向けた重層的支援体制整備の推進 .....	62
2 計画の推進方策 .....	63
(1)多角的な施策の推進 .....	63
(2)広域的な連携の推進 .....	63
(3)関係機関・地域との協働による計画の推進 .....	63
(4)計画の進捗状況の確認 .....	63
3 介護保険制度の運営および給付適正化への取り組み .....	64
(1)地域包括支援センターの運営 .....	64

(2)総合的なケアマネジメントへの取り組み .....	64
(3)介護サービスの質の向上.....	64
(4)介護給付適正化の推進 .....	64
(5)情報提供・広報体制等の充実 .....	65
<b>資料編.....</b>	<b>66</b>
1 孺恋村介護保険運営協議会規則.....	66
2 孺恋村介護保険運営協議会委員名簿 .....	68
3 計画策定の経過 .....	68

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の背景・目的

我が国では、少子高齢化が急速に進展しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(令和5年推計)によると、団塊世代が全て後期高齢者となる2025(令和7)年には、高齢化率は29.6%になり、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040(令和22)年には、高齢化率は、34.8%になる見込みです。これにより、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加する上、要介護高齢者が増加することから、生活支援の必要性な高齢者の増加が見込まれ、ニーズも多様化してくることが予測されます。

また、2025年以降は、担い手である生産年齢人口(15～64歳人口)の急減に直面することを踏まえ、福祉・介護人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が大きな課題となっています。今後、需要に見合ったサービスを安定的に提供するために、高齢者の社会参加を進めることで世代を超えて地域住民が共に支え合う地域共生社会の実現や、介護事業所間、医療・介護間で連携し、住み慣れた地域で医療・介護を継続して受け続けることができる取り組みが求められています。高齢者だけでなく、誰もが住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることができるよう、それぞれが役割を担いながら、互いに支えあい、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現に向けた取り組みが大切です。

こうした状況において、国は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を定め、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「認知症施策の推進」など計画に記載すべき特に重点的に取り組むべき事項を示しています。これらを踏まえ、孺恋村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を、2040年の将来を見据えた中長期的な視野に立って策定するものとし、高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や目指すべき取り組みなどの方向性を示します。

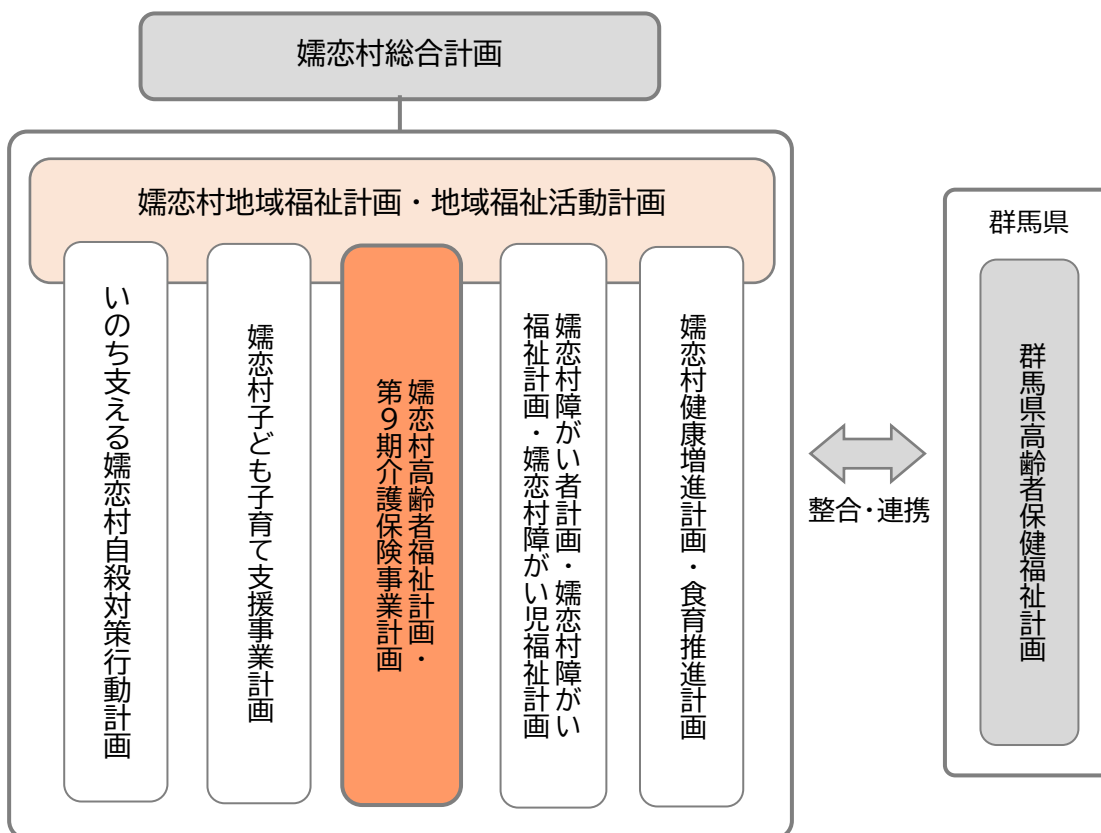
## 2 計画の位置づけ

### (1) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体性

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の8により、本村の高齢者を対象として、心身の健康保持と生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、その福祉サービス全般にわたる供給体制を確保するための計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条により、本村における介護給付及び地域支援事業等の必要なサービス量を見込み、介護保険事業の円滑な推進のための方策や地域包括支援センターの適切な運営に係る必要な施策等について定める計画です。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、根拠となる法律は異なるものの、高齢者の自立した生活を包括的な視点で支えるという目的は共通であることから、一体的な計画として策定していきます。

### (2) 関連計画との整合

本計画は、将来における本村のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「孺恋村総合計画」との整合を図るとともに、高齢者福祉に関する「地域福祉計画・地域福祉活動計画」やその他の健康・福祉に関連する各種計画や、群馬県が策定する「群馬県高齢者保健福祉計画」との整合性を図りながら施策の方向性を検討しています。



### 3 計画の期間

本計画は、老人福祉法第 20 条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第 117 条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、3年を1期として策定するものであり、第9期計画期間は、2024 年度から 2026 年度までの3年間です。

本計画では、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年までの中長期的な視野に立ち計画を推進していきますが、計画期間中において社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて検討を行うこととします。

2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度		2040 年度	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画                 </div>			<div style="background-color: #f4a460; padding: 10px; display: inline-block;">                     高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画                 </div>			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画                 </div>					
		見直し			見直し						

## 4 第9期介護保険事業計画策定のポイント

団塊の世代が後期高齢者となる 2025(令和7)年、さらに団塊ジュニア世代が 65 歳に到達し、高齢者人口がピークを迎える 2040(令和 22)年を見据え、国は 2023(令和5)年の制度改正に関するポイントを次のとおり示しています。

### (1)介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な人口動態や介護ニーズ等を踏まえ、地域の実情に応じた介護サービスをバランスよく組み合わせて整備を進める
- 医療と介護双方を必要とする高齢者の増加に対応するため、医療と介護の連携と強化を図る
- 単身・独居や高齢者のみ世帯の増加、介護ニーズの多様化・増大に備え、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進める

### (2)地域包括ケアシステムの深化・推進

- 地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、「地域共生社会」の実現を目指す
- 今後、整備される介護情報基盤を利用し、医療機関・介護事業所等の間で必要な情報を共有・活用しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る
- 介護給付適正化の取り組みを推進する観点から、保険者機能の強化(介護給付適正化事業の見直し)を図る

### (3)介護人材及び介護現場の生産性の向上

- 生産年齢人口の急減で、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される中、介護人材を確保するための総合的な取り組みを実施



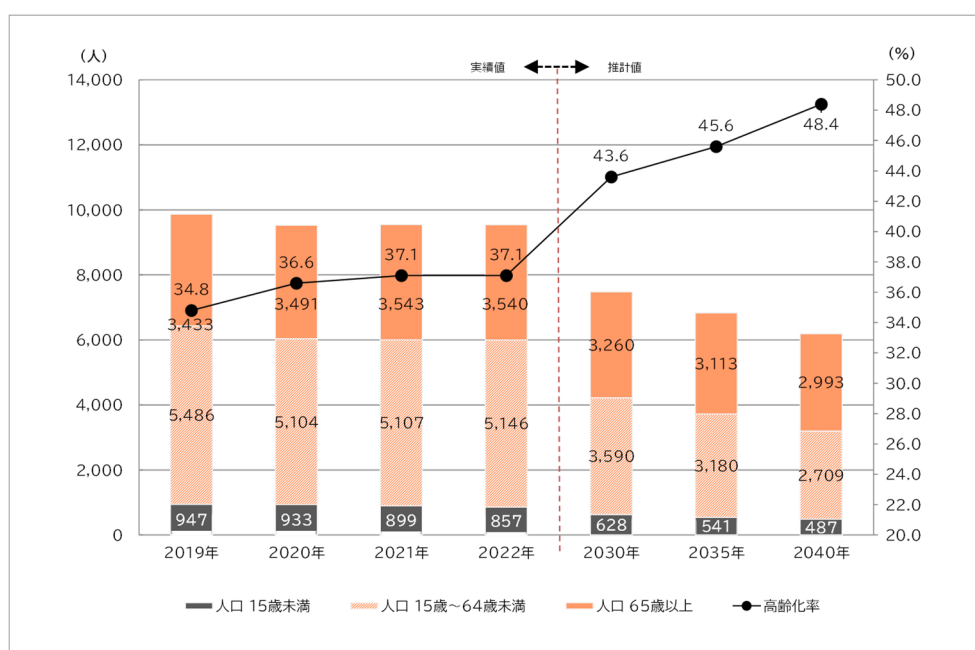
# 第2章 高齢者を取り巻く現状

## 1 人口及び高齢化等の現状

### (1) 総人口の推移と高齢化

孺恋村の総人口は減少傾向で推移しており、2019年から2022年にかけて、323人減少し、高齢化率は、37.1%となっています。また、2035年には、総人口が8,000人を割り込み、高齢化率が45%を超える見込みとなっています。

総人口の推移



	2019年	2020年	2021年	2022年	2030年	2035年	2040年
0～14歳人口(人)	947	933	899	857	628	541	487
15～64歳人口(人)	5,486	5,104	5,107	5,146	3,590	3,180	2,709
65歳以上人口(人)	3,433	3,491	3,543	3,540	3,260	3,113	2,993
高齢化率(%)	34.8	36.6	37.1	37.1	43.6	45.6	48.4
総人口(人)	9,866	9,528	9,549	9,543	7,478	6,834	6,189

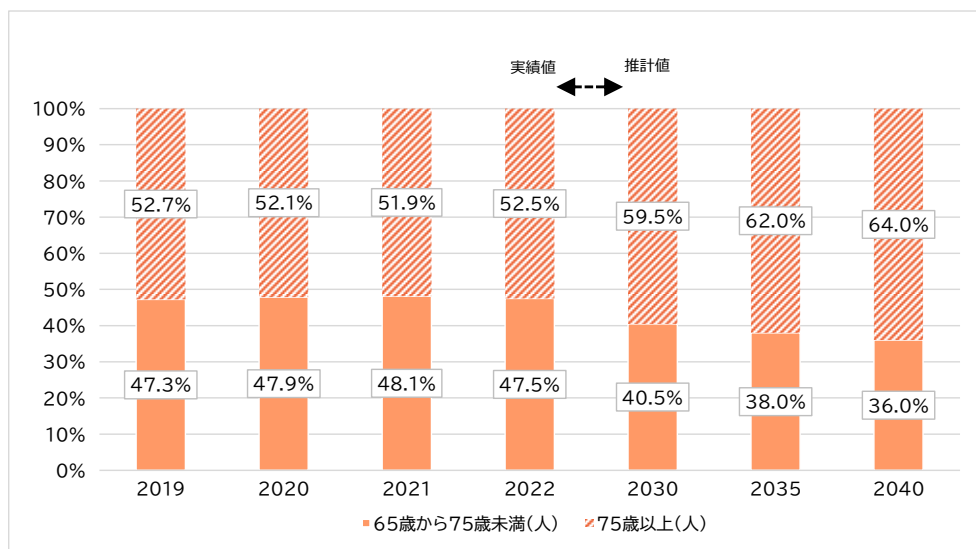
資料:住民基本台帳(各年9月30日現在)

2025年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2018

## (2) 高齢者人口の割合

孺恋村の高齢者人口の割合は前期高齢者(65～74歳)、後期高齢者(75歳以上)ともほぼ横ばいで推移していますが、2030年以降後期高齢者の割合が増加し、2035年以降は6割を超える状況が見込まれています。

高齢者人口の割合



資料:住民基本台帳(各年9月30日現在)

2025年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2018

## (3) 65歳以上高齢者のいる世帯数

孺恋村の総世帯のうち、65歳以上高齢者のいる世帯は2010年から2020年の10年間で11.0%増加しており、中でも単身世帯の割合が増えています。全国、県と比べると、65歳以上高齢者のいる世帯の割合が高い状況です。

孺恋村の高齢者世帯数・割合の状況

		孺恋村					
		2010年		2015年		2020年	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
総世帯数		3,729	100.0%	3,664	100.0%	3,529	100.0%
65歳以上の高齢者のいる世帯		1,797	48.2%	2,021	55.2%	2,090	59.2%
	高齢者夫婦の世帯	368	9.9%	402	11.0%	503	14.3%
	高齢者単身世帯	301	8.1%	401	10.9%	499	14.1%

全国・群馬県の高齢者世帯割合の状況

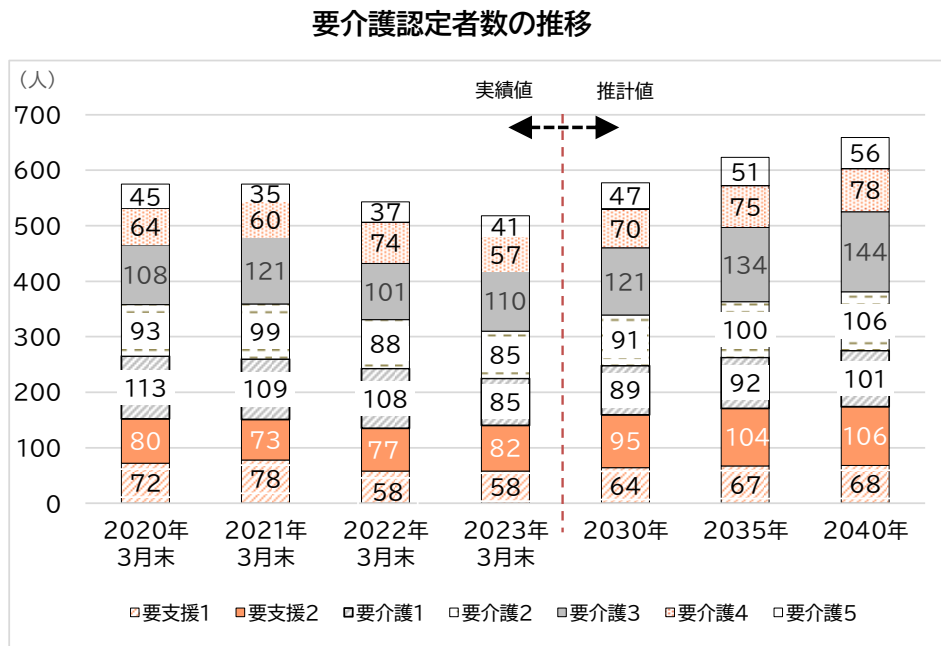
		全国			群馬県		
		2010年	2015年	2020年	2010年	2015年	2020年
		割合	割合	割合	割合	割合	割合
65歳以上の高齢者のいる世帯		37.2%	40.6%	40.7%	40.6%	44.3%	44.7%
	高齢者夫婦の世帯	8.4%	11.4%	10.5%	8.8%	10.5%	11.6%
	高齢者単身世帯	9.2%	11.1%	12.1%	8.3%	10.3%	11.7%

資料:国勢調査

## 2 嬭恋村の要介護認定者の状況

### (1) 要介護認定者数の推移

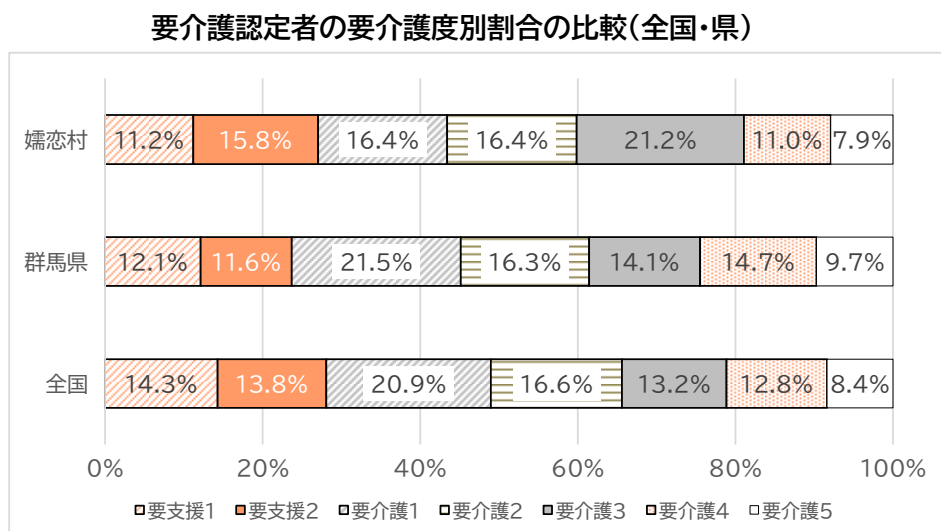
嬭恋村の要介護認定者数は減少傾向で推移しています。2023年の認定者の内訳では、要介護3の割合が多い傾向にあります。また、2035年には、要介護認定数は600人を超える見込みです。



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(2022,2023年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

### (2) 要介護度別の割合

2023年3月末の要介護認定者の要介護度別割合は、全国、群馬県と比べて要支援2、要介護3の割合が高く、要介護4、5の重度の割合は低くなっています。



資料:介護保険事業状況報告(2023年3月末現在)

### (3)要介護認定新規申請者および新規申請者のサービス利用者数

新規申請者数は例年増減がありますが、新規申請をした方のうち、在宅サービスの利用者数は増加傾向にあります。2021年度の新規申請者の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響が想定されますが、2022年度には例年規模の申請者数になっています。

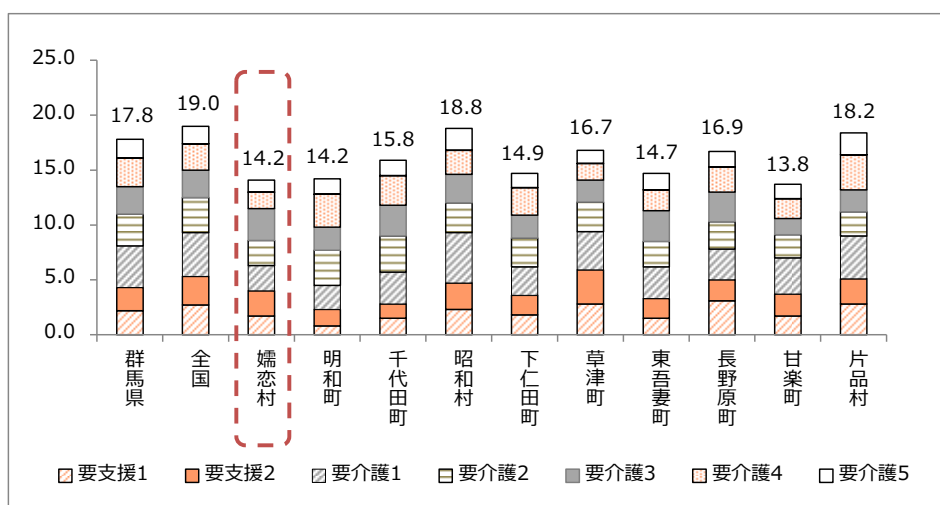
要介護認定新規申請者および新規申請者のサービス利用者数

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
新規申請者数 (人)	128	135	148	97	134
内在宅サービス利用者数 (人)	81	70	93	55	94
利用率 (%)	63.3	51.9	62.8	56.7	70.1

### (4)要支援・要介護認定率

調整済み認定率は 14.2%となっており、全国、群馬県より低くなっています。同規模自治体と比較すると、10市町村のうち8番目であり、低い状況です。

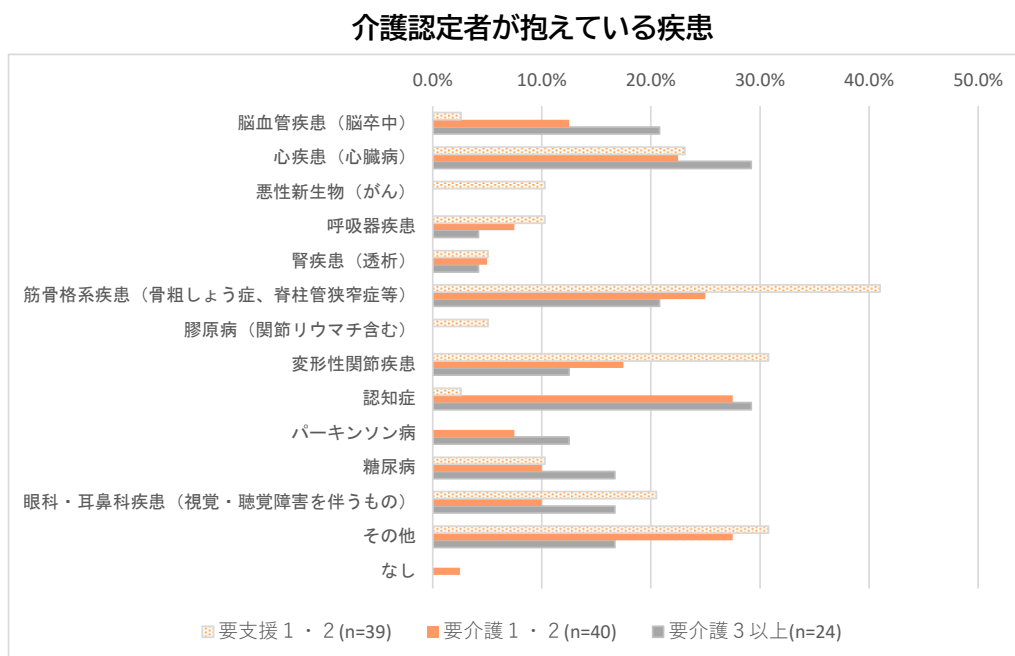
調整済み認定率の比較(全国・県・同規模自治体)



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(2022年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)  
および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

## (5)介護認定者が抱えている疾患

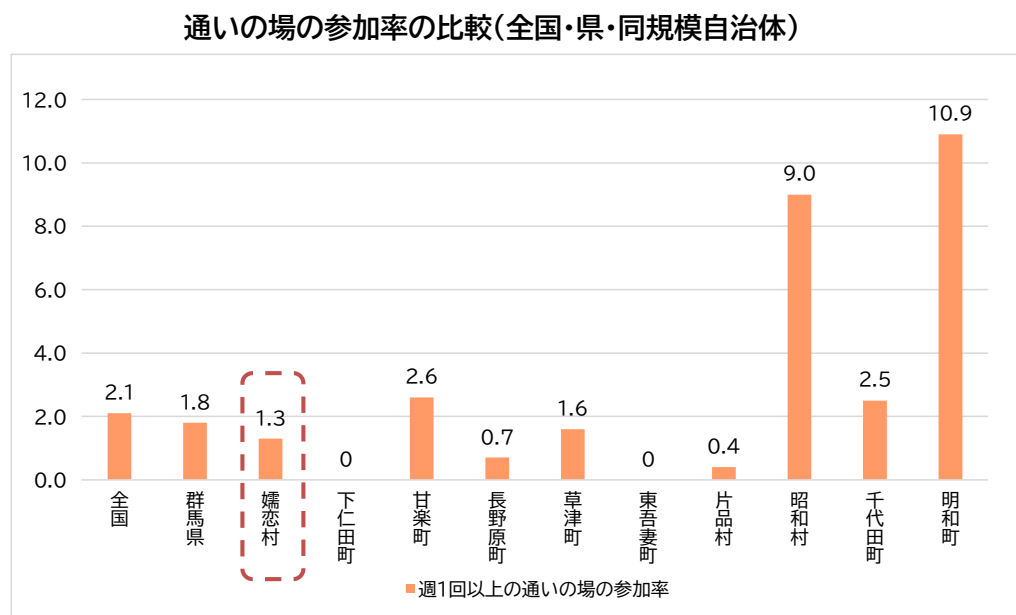
現在介護認定を受けている方が罹患している疾病状況の中で最も多いものを介護度別にみると、要支援1・2の方は筋骨格系疾患が41.0%であり、要介護1・2の方は認知症が27.5%であり、要介護3以上の方は心疾患と認知症がいずれも29.2%という状況になっています。



資料:在宅介護実態調査(2023年度)

## (6)通いの場の参加状況

通いの場の参加率は、全国及び群馬県と比較しても低く、また、同規模自治体である10市町村の平均(2.9)と比較しても低い状況になっています。



資料:厚生労働省「介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査」および総務省「住民基本台帳」

### 3 アンケート調査結果の概要

孺恋村の高齢者及び要介護認定者等の現状の実態および取り組みの評価を行い、本計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

#### (1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

##### 【調査概要】

- ・調査地域:孺恋村全域
- ・調査対象者:65歳以上の方(無作為抽出)1,000人
- ・調査期間:令和5年2月1日～2月28日
- ・調査方法:郵送配布・郵送回収による本人記入方式

##### 【回収結果】

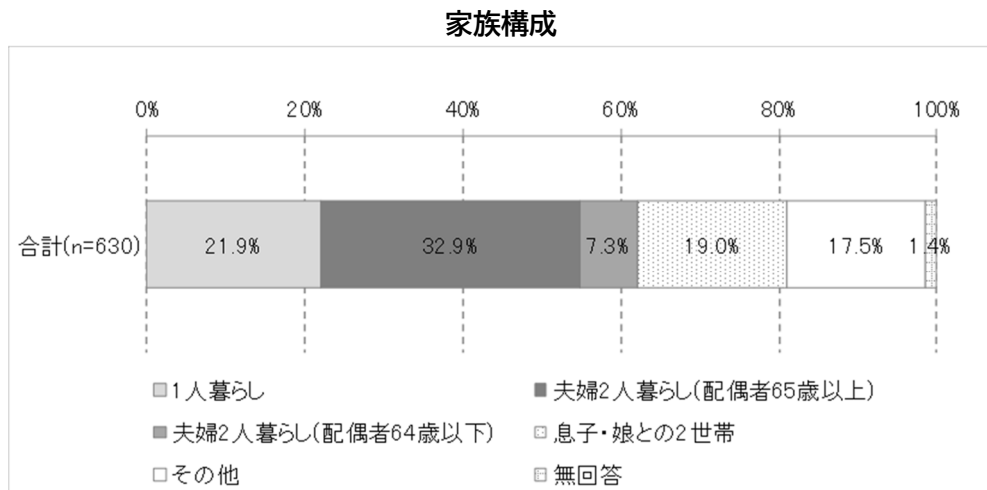
配布数	有効回収数	有効回収率
1,000人	630件	63.0%

##### 【調査結果概要】

##### ① 家族構成について

家族構成についてみると、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が32.9%と最も多く、次いで「1人暮らし」が21.9%「息子・娘との2世帯」が19.0%となっています。

前回調査(第8期計画策定時)に比べて、特に1人暮らし世帯の割合が+8.5%と増えてきています(前回調査時13.4%)。



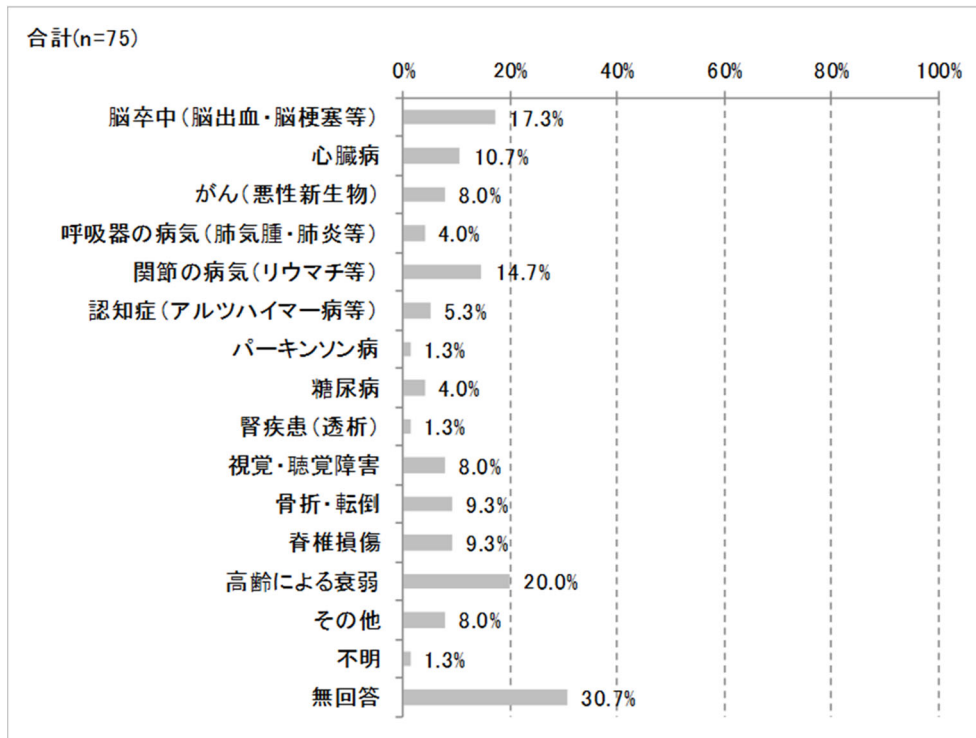
(単純回答/n=630)

② 介護・介助が必要になった主な原因について

介護・介助が必要な方のうち、介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」の割合が 20.0%と最も多く、次いで、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)(17.3%)」、「関節の病気(リウマチ等)(14.7%)」となっています。

国の国民生活基礎調査(令和元年)では、介護が必要になった主な原因は、「認知症」が 18.1%と最も多く、次いで、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」が 15.0%、「高齢による衰弱」が 13.3%、「骨折・転倒」が 13.0%となっています。

介護・介助が必要になった主な原因

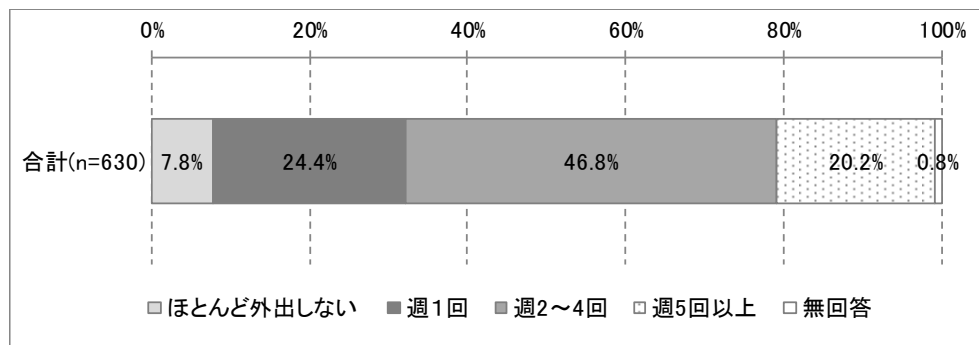


(複数回答/n=75)

③ 外出頻度について

普段の生活における外出頻度は、「週2~4回」の割合が 46.8%と最も多くなっており、週1回以上外出できている人は、全体の9割を超えています。

1週間あたりの外出状況



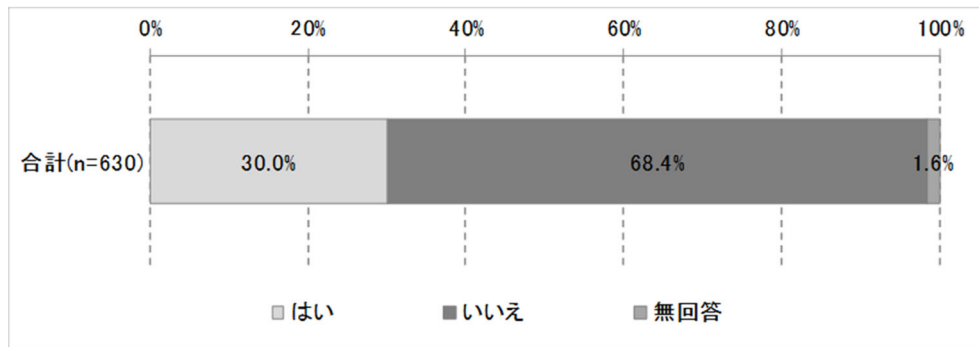
(単純回答/n=630)

#### ④ 昨年と比べた外出回数の減少の有無とその要因について

週1回以上の外出をしている方が約9割いるものの、昨年に比べて外出の回数が減っていると回答した方は、30%となっています。

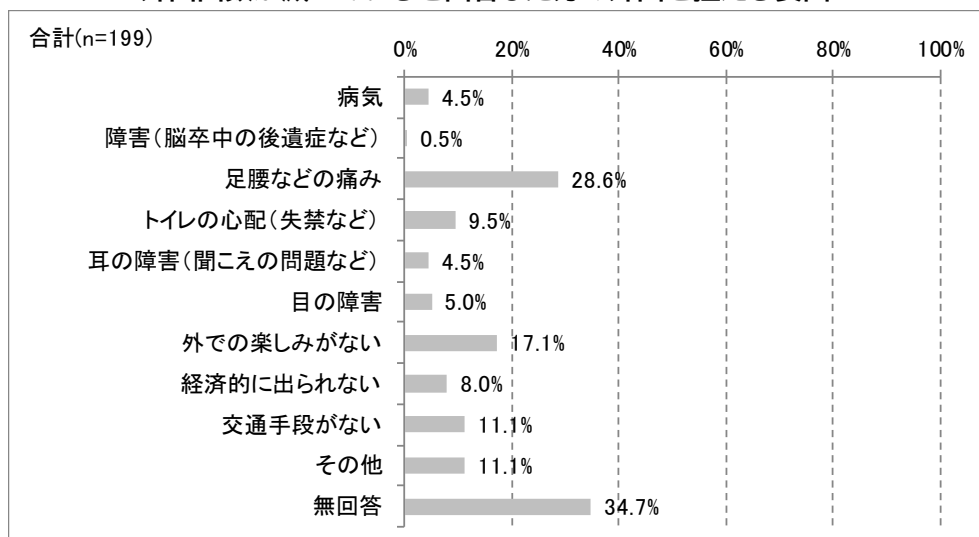
外出を控える要因としては、「足腰などの痛み」の割合が28.6%と最も高く、次いで、「外での楽しみがない(17.1%)」、となっています。心身の機能低下をきたさないために、外出機会の確保が必要となってきます。

昨年と比べて外出回数が増えているか



(単純回答/n=630)

外出回数が増えていると回答した方の外出を控える要因

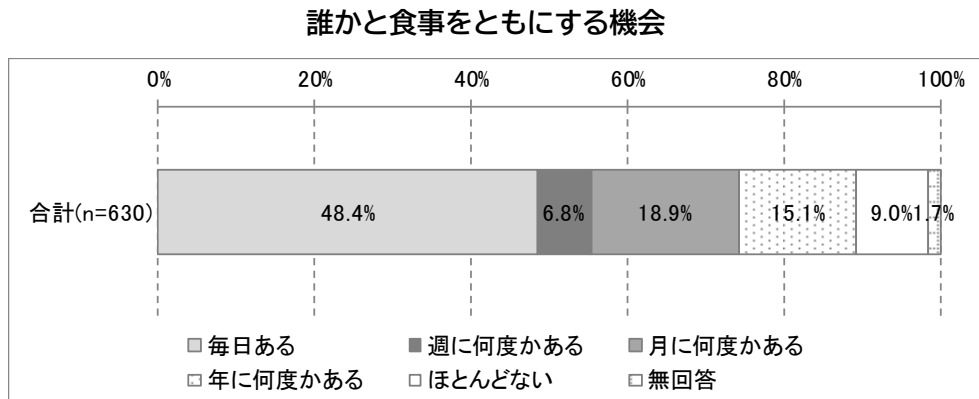


(複数回答/n=199)



### ⑤ 孤食の状況

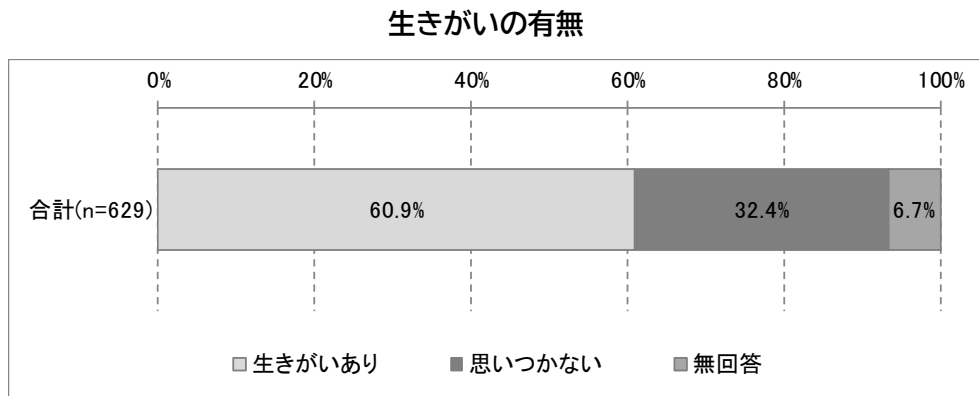
栄養バランスが崩れたり食事量が減ったりするため低栄養の原因の1つとされている孤食の状況を見ると、誰かと食事をともにする機会が、「ほとんどない(9.0%)」、「年に何度かある(15.1%)」、「月に何度かある(18.9%)」であり、約4割は日常的に孤食になりがちな傾向がうかがえます。



(単純回答/n=630)

### ⑥ 生きがいの状況

毎日の生活の中で、生きがいの有無を尋ねたところ「思いつかない(32.4%)」でした。生きがいを持つことは、「生活の質(QOL)」が向上し認知機能や健康状態が改善するとも言われているため、生きがいづくりにつながる支援施策の検討を行う必要があります。

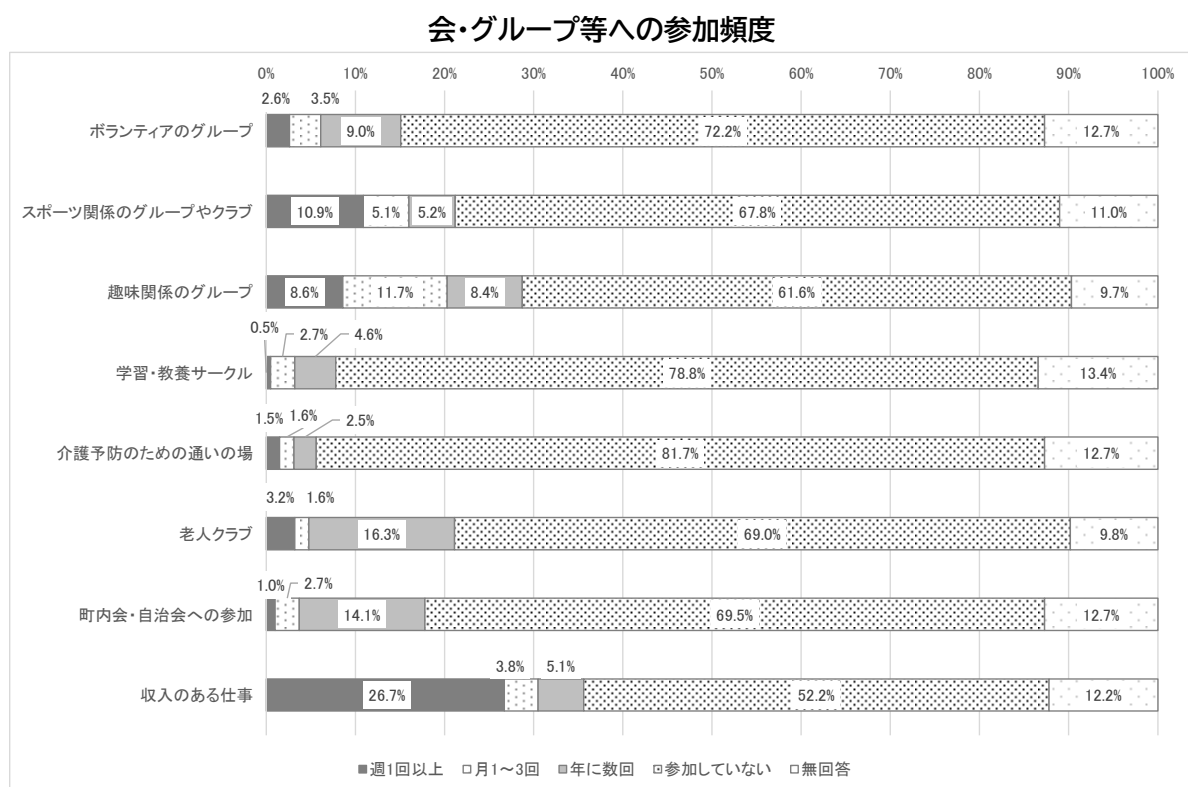


(単純回答/n=629)

### ⑦ 会・グループ等への参加頻度(単数回答)

会・グループ等への参加頻度についてみると、すべての項目で「参加していない」が最も多くなっています。『参加している(「週に4回以上」～「月1～3回」の合計)』では、「収入のある仕事」が30.5%と最も多く、次いで「趣味関係のグループ」が20.3%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が16.0%となっています。

介護予防のための通いの場への参加状況は、「参加していない」の割合が81.7%と最も多く、大多数が参加していない傾向がうかがえます。健康維持・増進や介護予防を目的とした活動の場に積極的な参加を促すための周知や、対象者のニーズを踏まえた事業内容の検討などを行う必要があります。

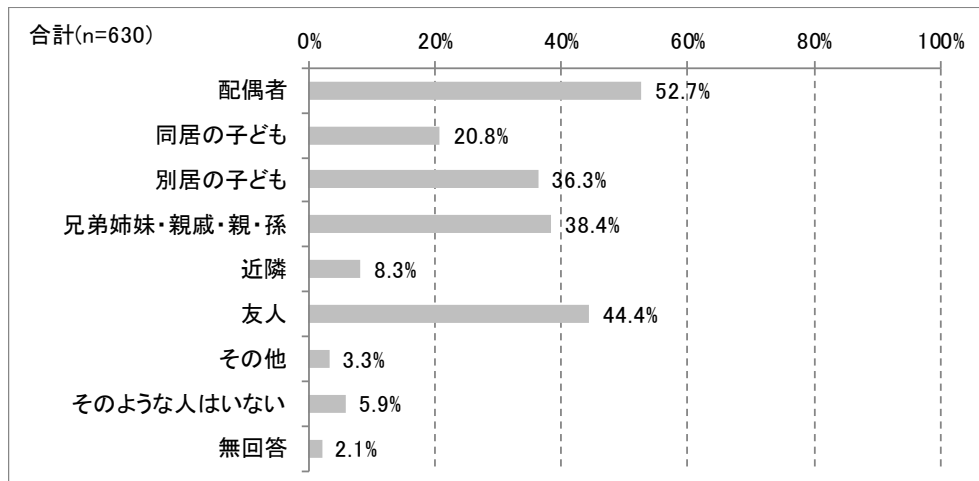


(設問ごとの単純回答/n=630)

### ⑧ 相談相手

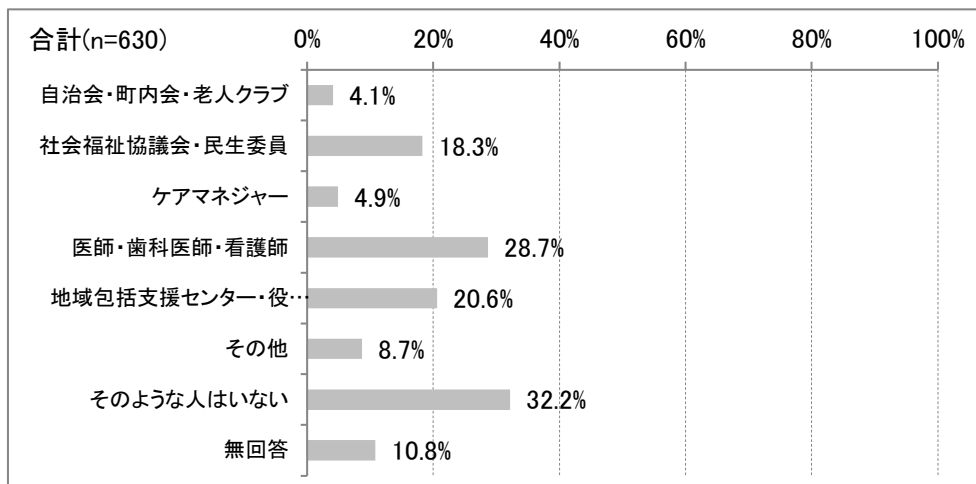
心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は「配偶者」の割合が 52.7%と最も多く、次いで、「友人」が 44.4%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 38.4%でした。家族や友人以外の相談相手としては、「医師・歯科医師・看護師」が 28.7%と最も多く、次いで「地域包括支援センター・役所・役場」が 20.6%でした。一方で、「そのような人がいない」の割合は、32.2%でした。

心配ごとや愚痴をきいてくれる人



(単純回答/n=630)

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

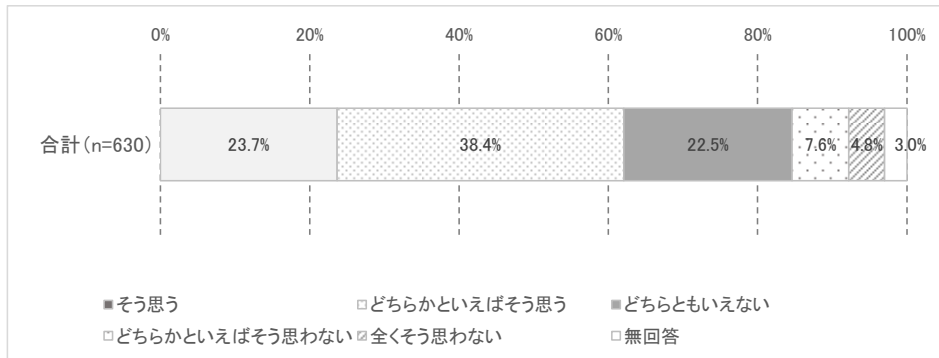


(複数回答/n=630)

⑨ たすけあいの状況

お住まいの地域の人々が互いに助けあっているかを尋ねたところ、「どちらともいえない」、「どちらかといえばそう思わない」、「全くそう思わない」を合わせると、34.9%でした。今後単身高齢者の割合が増加していくことも踏まえると、身近に相談できる人や場の体制構築と周知に関する支援施策の検討を行う必要があります。

近所と助け合っているか

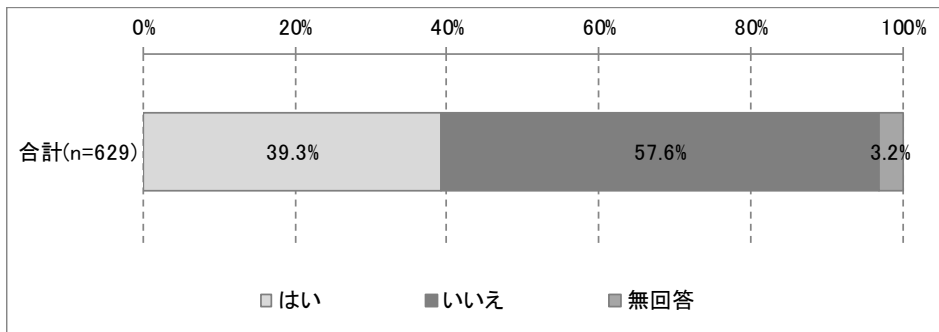


(単純回答/n=630)

⑩ こころの健康度の状況

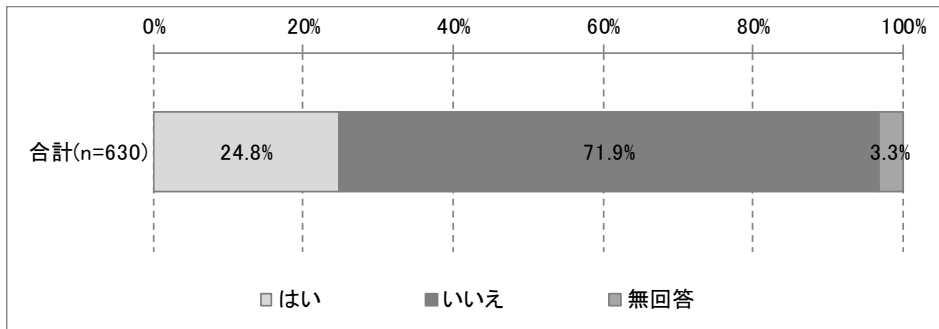
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりしたか尋ねたところ、「はい」と答えた方は、39.3%でした。また、「物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくあった」方は、24.8%となっています。こころの健康を保つために、身近に相談できる人や場の体制構築と周知に関する支援施策の検討を行う必要があります。

この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりしたか



(単純回答/n=629)

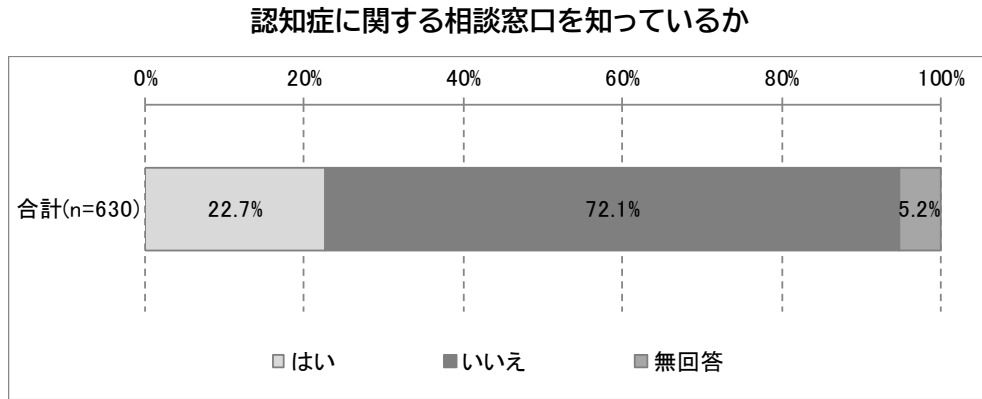
物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくあったか



(単純回答/n=630)

### ① 認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口を知っているか尋ねたところ、「いいえ」が 72.1%であり、前回調査（第 8 期計画策定時）とほぼ同程度で、多くの人が窓口を認識できていない状況がうかがえます。窓口の周知徹底や、認知症に関する学びの機会の提供等の支援施策の検討を行う必要があります。



(単純回答/n=630)

## (2)在宅介護実態調査

### 【調査概要】

- ・調査地域: 孺恋村全域
- ・調査対象者: 在宅で要介護認定を受けている方 110 人
- ・調査期間: 令和5年3月1日～8月31日
- ・調査方法: 認定調査員による聞き取り調査方式

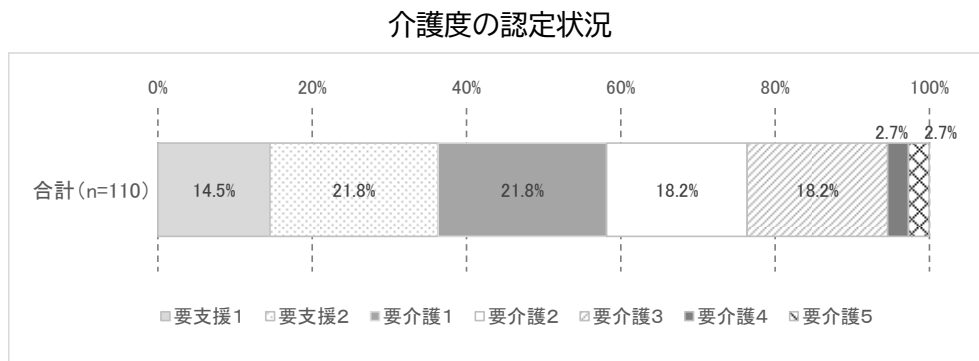
### 【回収結果】

配布数	有効回収数	有効回収率
110 人	110 件	100%

### 【調査結果概要】

#### ① 対象者の状況

調査対象者の状況を見てみると、「要支援2」、「要介護1」の割合がそれぞれ 21.8%で最も多く、次いで、「要介護2」が 18.2%、「要介護3」が 18.2%となっています。

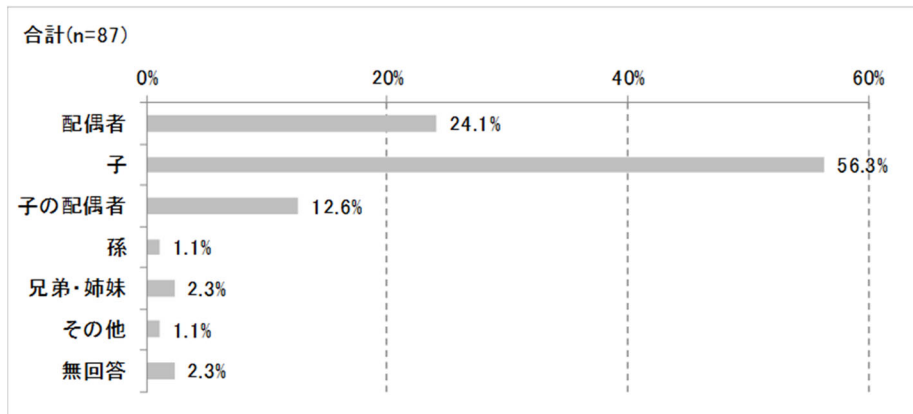


(単純回答/n=110)

## ② 主な介護者の状況

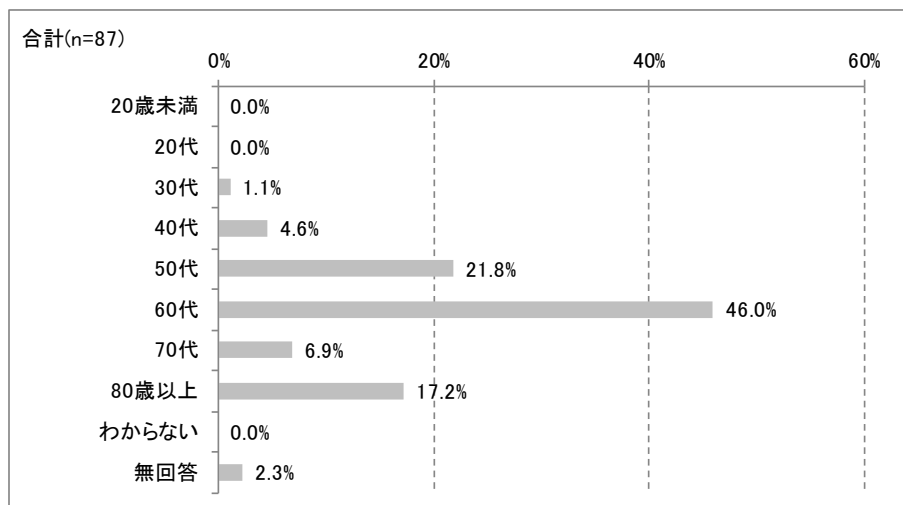
主な介護者は、「子」の割合が 56.3%と最も多く、次いで、「配偶者」24.1%、「子の配偶者」12.6%となっています。介護者の年齢は、「60代」の割合が 46.0%と最も多く、次いで、「50代」が 21.8%、「80歳以上」が 17.2%となっており、前回調査(第8期計画策定時)よりも介護者が高齢化しています。

### 主な介護者の本人との関係



(単純回答/n=87)

### 主な介護者の年齢

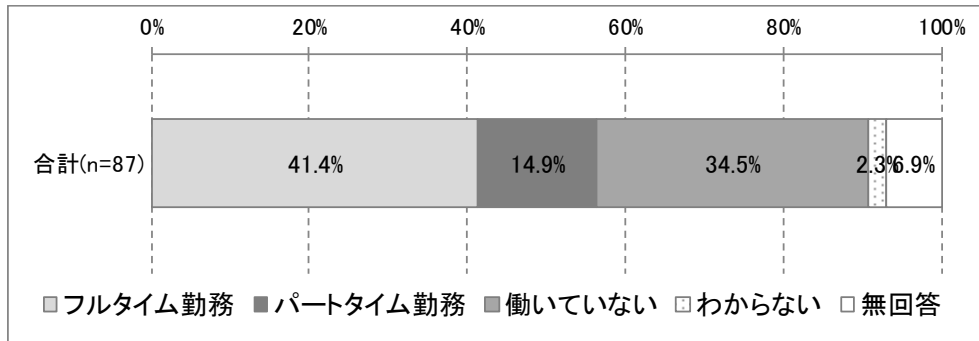


(単純回答/n=87)

### ③ 介護者の就労状況

介護者の就労状況としては、働いている人は、「フルタイム(41.4%)」、「パートタイム(14.9%)」と併せて 56.3%でした。介護者の年齢が高齢化していることもあり、前回調査(第8期計画策定時)よりも働いている方が-10.8%減少しています。

主な介護者の就労状況

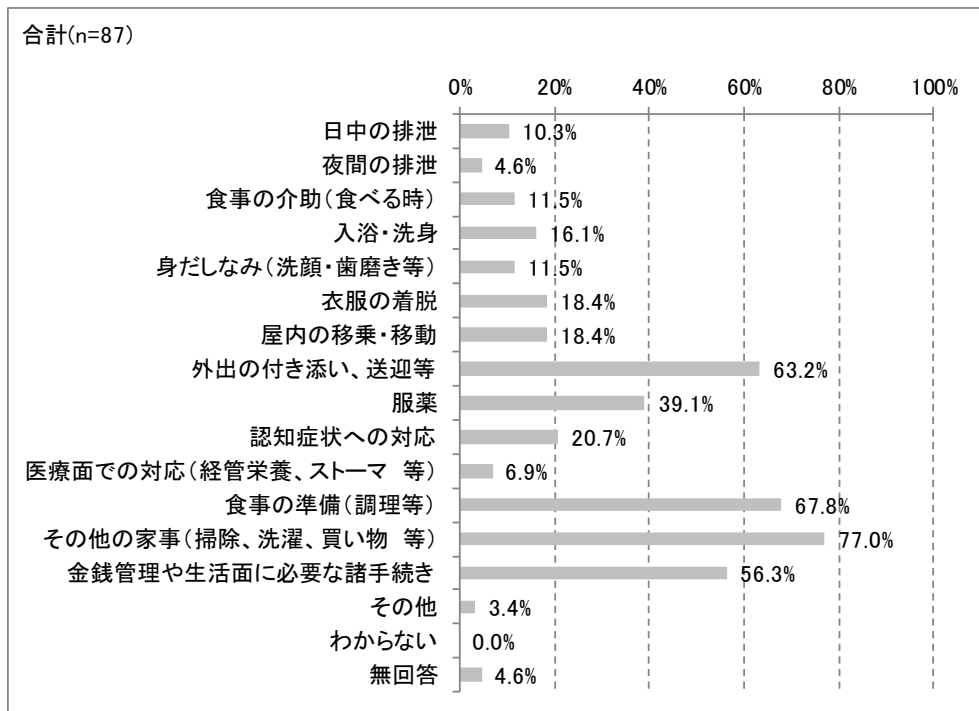


(単純回答/n=87)

### ④ 介護の内容

前回調査(第8期計画策定時)と比較して、調査対象差の介護度が軽い割合が増えているため、主な介護者が行っている介護の内容としては、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が77.0%と最も多く、次いで、「食事の準備(調理等)」67.8%、「外出の付き添い、送迎等」63.2%となっており、身体介護の割合が少ない傾向になっています。

主な介護者が行っている介護の内容

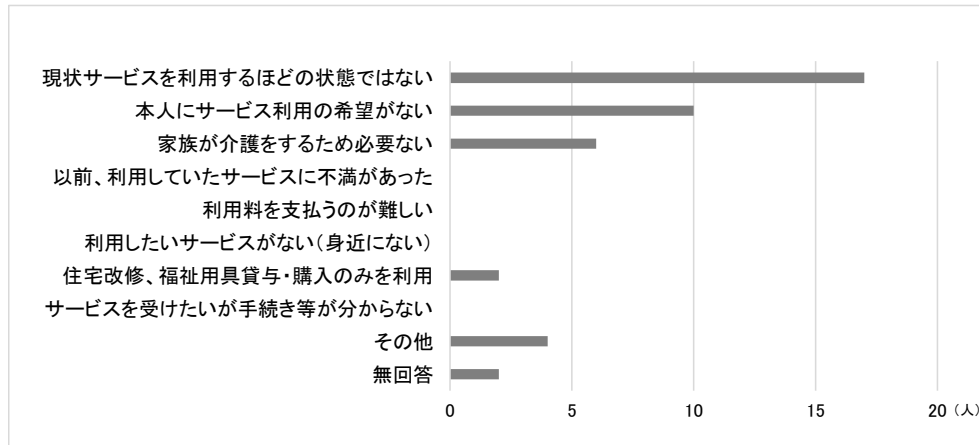


(単純回答/n=87)

### ⑤ 介護保険サービスの利用状況と未利用理由

認定申請を受けている方のうち、現在介護保険サービスを利用していない方は、32.7%であり、その未利用理由として最も多いのは、「現状でサービスを利用するほどの状態でない」が45.9%でした。よって、これらの該当層に関しては、一般介護予防としての関わりや支援を行うことで、介護度を重度化させない取り組み支援が必要になってきます。

介護保険サービスの未利用理由

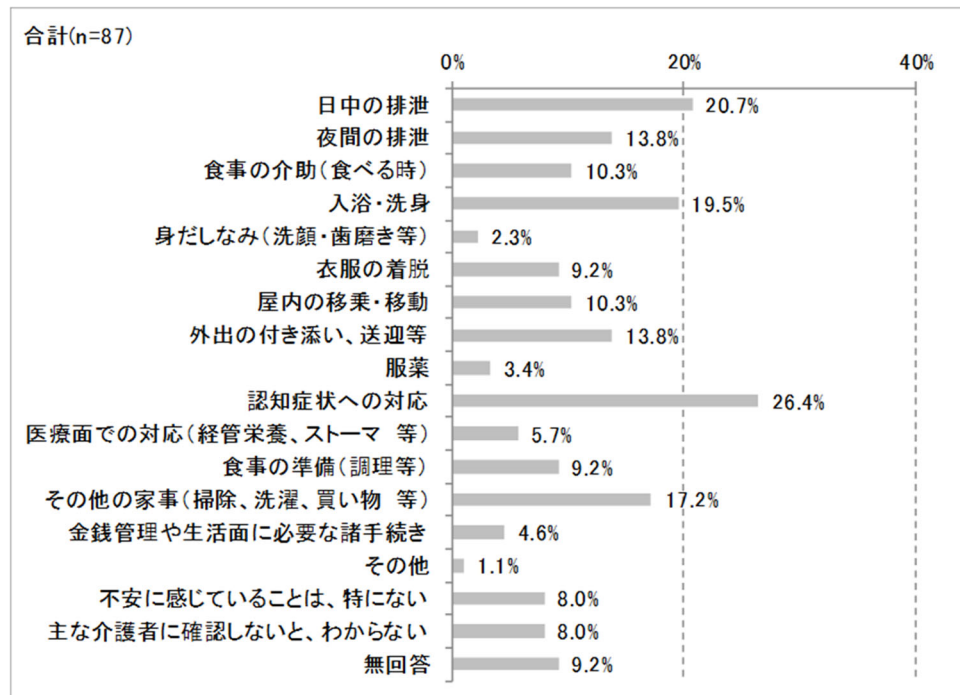


(複数回答/n=37)

### ⑥ 介護者が感じる介護に関する不安の状況

今後の在宅生活の継続に向けて、介護者が不安に感じる介護内容としては、「認知症状への対応」が26.4%と最も多く、前回調査(第8期計画策定時)よりも+6.9%増えています。

介護度別の介護者が感じる介護の不安



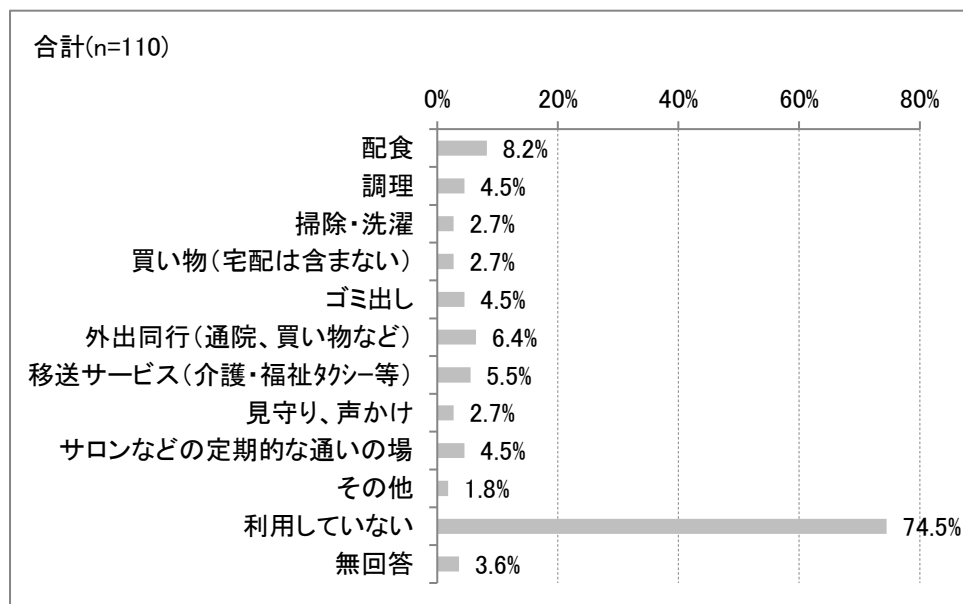
(複数回答/n=87)



⑦ 介護保険サービス以外のサービスの利用状況

介護保険サービス以外のサービスを利用している方は少なく、利用しているサービスの中で最も多いのは「配食」8.2%、「外出同行(通院、買い物など)」が6.4%となっています。

介護保険サービス以外のサービスの利用状況

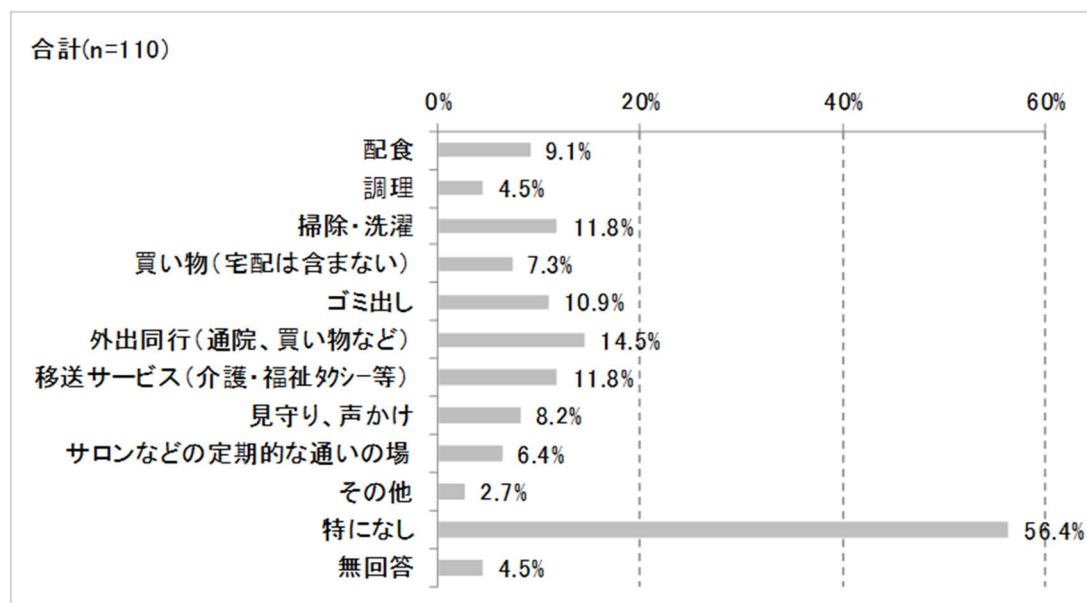


(複数回答/n=110)

⑧ 今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスとして、要望がある項目の中では、「外出同行(通院、買い物など)」が14.5%と最も多く、次いで、「掃除・洗濯」が11.8%、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(11.8%)となっています。

在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

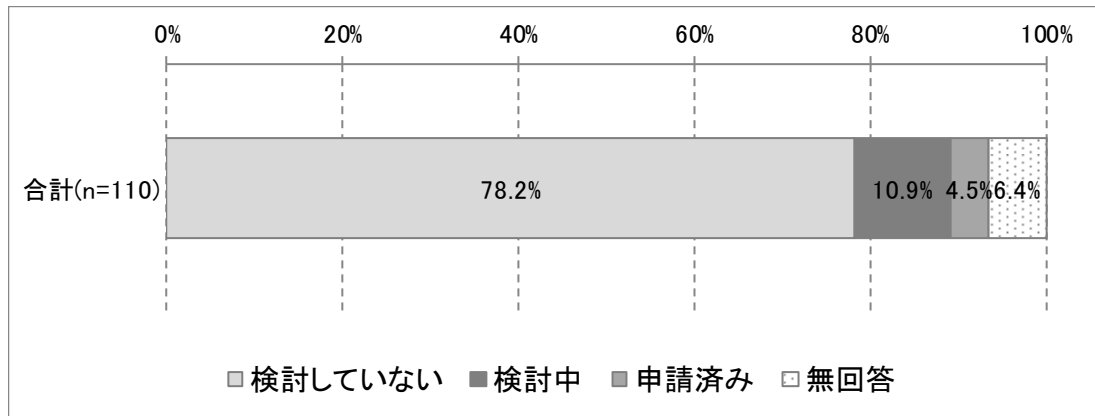


(複数回答/n=110)

### ⑨ 施設等検討の状況

「検討していない」の割合が最も高く 78.2%となっており、次いで「検討中(10.9%)」、「申請済み(4.5%)」となっています。前回調査(第8期計画策定時)よりも検討中および申込済の方が -6.3%減少しています。

施設等への入所・入居の検討状況



(単純回答/n=110)

# 第3章 第8期計画の取り組み・評価

## 1 第8期計画の取り組み状況

### (1)介護予防・日常生活支援総合事業

#### 【介護予防・生活支援サービス事業】

#### ① 訪問型・通所型サービス

利用者が可能な限り自宅で要支援状態の維持または改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において訪問介護員等による生活援助を行う「訪問型サービス」と、施設に通って日常生活上の支援及び機能訓練を行う「通所型サービス」を実施しています。

#### ■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
訪問介護	242件	204件	193件	211件	233件
通所介護	725件	685件	633件	588件	501件

#### ② 介護予防ケアマネジメント事業

地域での自立した生活のための介護予防や生活支援を目的に、介護予防サービスの利用が必要とされる高齢者からの依頼を受けて、心身等の状況に応じたサービスが提供されるよう必要な支援を行っています。

#### ■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
介護予防ケアマネジメント	491件	456件	459件	415件	389件

#### 【一般介護予防事業】

#### ① 介護予防普及啓発事業

65歳以上の方を対象に、自主的な介護予防活動が広く実施されるよう、パンフレットの作成・配布や教室・講演会などを通して、介護予防に関する啓発に取り組んでいます。

介護予防教室「いきいき教室」は、より身近な場所での活動に移行するため2023年度で終了予定です。

■実績

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
講演会等	開催回数	1回	0回	0回	0回	1回
	参加延人数	140人	0人	0人	0人	150人
介護予防 (フレイル予 防)教室	開催回数	32回	35回	24回	8回	12回
	参加延人数	352人	282人	186人	107人	191人

※開催回数「0」は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

■(旧通所型介護予防事業の実績)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
介護予防教室 【いきいき教室】	実施回数	14回	12回	9回	7回	11回
	参加延人数	161人	85人	146人	117人	156人

② 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関わるフレイル予防サポーター等のボランティアや、通いの場等といった地域活動組織の育成や支援を行っています。通いの場は現在3箇所が活動していますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり近年場所数は増加していません。

■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
フレイル予防サポーター等育成研修 ／修了者数	1回 7人	1回 3人	-	1回 3人	1回 10人
フォローアップ研修等 ／修了者数	-	-	1回 16人	-	4回 18人

③ ミニデイサービス事業

要介護2以下の高齢者を対象に、各区の公民館等を利用し、寝たきりや閉じこもり予防を目的とした予防活動を孺恋村農業協同組合へ委託し、実施しています。

■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
実施日数	331日	301日	235日	208日	261日
参加延人数	1,573人	1,369人	1003人	873人	982人

## (2)包括的支援事業

### 【総合相談支援事業】

地域包括支援センターにおいて高齢者や家族からの様々な相談に対応し、必要な支援につなげます。介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、以下の支援を行っています。

- ① 地域における様々な関係者とのネットワーク構築
- ② ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての把握
- ③ サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援

#### ■実績

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
相談 件数	電話	133件	132件	211件	195件	154件
	来所	36件	23件	32件	28件	29件
	訪問	66件	54件	39件	71件	46件
	その他	21件	12件	4件	7件	7件
	合計	256件	221件	286件	301件	236件

### 【権利擁護支援事業】

認知症等により、自らの権利主張が困難な高齢者や、悪質な訪問販売等による消費者被害、高齢者虐待などから、高齢者の権利を守るため、関係機関・専門職と連携し、意思決定の支援を行っています。

また、高齢者やその家族等が、健全に自らの権利擁護が行えるよう、成年後見制度等の制度周知や、権利を守るための啓発活動等、権利擁護に関する推進を行っています。

高齢者の権利擁護支援が円滑に行えるよう、関係機関・専門職との地域連携ネットワークを整備しコーディネーター役を担っていきます。

#### ■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
相談件数	8件	22件	51件	79件	28件
報酬補助利用	—	—	1人	1人	1人
首長申立件数	—	—	—	1件	1件
個別ケア会議	—	—	—	5件	4件
講演会	—	—	—	1回	1回
推進会議	—	—	—	1回	—

## 【包括的・継続的ケアマネジメント事業】

主治医、ケアマネジャーなどの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的とする事業です。地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言など、医療機関を含む関係施設やボランティアなど、様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備などについて、包括的・継続的なケア体制の構築等を行います。

孺恋村では、ケアマネジャー連絡会議を開催し、事例検討会や情報交換を行い、ケアマネジャーの資質の向上や介護保険サービスの向上に努めています。

### ■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
事例検討会	6回	4回	1回	－	1回
意見交換会	6回	4回	1回	－	2回
勉強会	－	－	1回	1回	1回

## 【認知症総合支援事業】

本人の人格やそれまでの生活を尊重した質の高いケアにより、住み慣れた環境で安心して暮らすことができるよう、認知症ケアパスの普及に努めるとともに、認知症サポーターの養成や認知症カフェ、認知症介護相談会等を実施し、地域における見守り体制の構築を図ります。また、認知症地域支援推進員や専門医と専門職による認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見、早期対応の充実を図り、認知症対策の一層の推進を図ります。

### ■実績

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
認知症 相談会	開催 回数	1回	2回	4回	10回	9回
	参加 延人数	2件	3件	10件	15件	13件
認知症 カフェ	開催 回数	12回	11回	9回	6回	11回
	参加 人数	137人	115人	84人	20人	129人
認知症 サポーター 養成講座 (任意事業)	開催 回数	1回	2回	－	1回	－
	参加 延人数	25人	63人	－	10人	－
認知症キッ ズサポータ ー養成講座 (任意事業)	開催 回数	－	－	－	1回	2回
	参加 延人数	－	－	－	13人	64人

### 【在宅医療介護連携推進事業】

医療、介護関係者との情報共有や研修等を実施し、医療や介護に関する地域資源の状況や課題を把握するとともに「退院調整ルール」の整備等、関係機関との連携を推進しています。村では2019(令和元)年より吾妻郡内の町村と合同で吾妻郡医師会に委託して実施しています。

#### ■実績

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
研修会・事例検討会	1回	1回	4回	3回

### 【生活支援体制整備事業】

婦恋村社会福祉協議会に委託して、生活支援コーディネーターを配置し、協議体「チームちよこつと」を設置しています。協議体会議を定期的に行い、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりに関する話し合いや活動を行っています。

#### ■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
定例会議開催数	10回	9回	8回	8回	9回
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題の抽出のためニーズ調査や各地区懇談会を実施</li> <li>・移動手段の課題について協議し、デマンドバス事業に関する情報共有や普及</li> <li>・企業や商店を紹介する「つまごい便利手帳」を作成し高齢者世帯に配布</li> <li>・「見守り・身守り(自分で自分の身を守る、見守られる方法)」に関する検討を深め、救急情報シート等のツールの見直しと普及を目指し活動中</li> </ul>				

## (3)任意事業

### 【介護給付費等費用適正化事業】

介護保険事業の持続的な運営を行うため、保険者である村が担うべき保険者機能の一環として、適正化計画を定め実施しています。

#### ■実績

項目	内容	2020年度	2021年度	2022年度
①要介護認定の適正化	認定調査票点検	45件	37件	43件
	認定調査員現任研修	0件	6名	10名
②ケアプラン点検	事例数	9件	9件	0件
③住宅改修等点検	住宅改修現地調査	0件	1件	0件
④縦覧点検及び医療情報との突合	国民健康保険団体連合会に委託し実施			
⑤介護給付費通知	サービス利用対象に対し4カ月毎に年3回 給付費通知送付			

## 【家族介護継続支援事業】

紙おむつ等の支給や家族介護者の交流会などにより、介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業です。また、今後は認知症高齢者家族についても、ボランティアの協力等を得ながら、交流会などを行っていく必要があります。

本村では、紙おむつ等支給事業や家族介護教室を社会福祉協議会へ一部委託して実施しています。

### ①紙おむつ等支給事業

排泄行為に支援を要する在宅高齢者に介護している家族に対し、介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を目的として、紙おむつ・尿とりパットの支給を行っています。

#### ■実績

	2018年度 要介護3以上	2019年度 要介護1以上	2020年度 要介護1以上	2021年度 要介護1以上	2022年度 要介護1以上の 住民税非課税者
利用 延人数	116人	333人	367人	400人	211人

※2024年度以降は、保健福祉事業にて実施

### ② 家族介護教室

高齢者を介護している家族を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等について知識・技術を習得するための教室を、開催しています。

#### ■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
回数	2回	1回	－	－	－
利用延人数	58人	27人	－	－	－

※2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響等により未実施

## 【その他事業】

高齢者の地域における自立した日常生活の継続をするため、次の事業を実施します。

### ① 配食サービス

ひとり暮らし高齢者等の栄養改善が必要な方を対象に、栄養のバランスがとれた食事を配達し、併せて安否確認を行います。本村では、社会福祉協議会に委託し実施しています。

#### ■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
利用延人数	419人	376人	321人	342人	350人
配食数	4,750食	4,256食	3,583食	3,897食	3,675食



## ②緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者世帯における家庭内の事故等に対応するため、24 時間 365 日通報や相談に対応できる体制を整え、在宅生活の継続を支援しています。利用者が減少傾向にありますが、事業の必要性は高いことから、必要な方が利用できるよう事業の周知と、見守り・見守られる地域づくりが必要です。

### ■実績

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
利用人数	45 人	37 人	34 人	32 人	24 人

## (4)保健サービス

### 【健康教育・健康相談】

生活習慣病の予防やその他の健康に関する事項について、成人期から正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高めるとともに、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導及び助言を行い、健康の保持増進を図っています。

### ■実績

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
集団 健康教育	実施 回数	40 回	39 回	7 回	9 回	34 回
	実施 延人員	419 人	278 人	75 人	49 人	772 人
重点健康 相談	実施 回数	26 回	25 回	0 回	0 回	0 回
	実施 延人員	359 人	334 人	0 人	0 人	0 人
総合健康 相談	実施 回数	11 回	6 回	3 回	3 回	3 回
	実施 延人員	39 人	24 人	68 人	99 人	176 人

### 【訪問指導】

保健師や栄養士等が訪問し、本人・その家族に対して必要な保健指導を行い、心身機能の低下の予防と健康の保持増進を図り、医療・保健・福祉に関する情報提供を実施しています。

### ■実績

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
訪問指導	実施 実人員	26 人	10 人	10 人	4 人	2 人
	訪問 延人員	55 人	11 人	11 人	5 人	2 人

### 【後期高齢者健診、特定健康診査・特定保健指導】

後期高齢者の健康増進に役立てることを目的として、本村に住む 75 歳以上の方を対象に後期高齢者健診を実施しています。また、生活習慣病予防を目的として、本村に住む 40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施し、特定健康診査により把握された積極的支援・動機付け支援対象者に対し、個別に生活習慣を見直すためのサポートを行う特定保健指導を実施しています。

#### ■実績

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
後期高齢者健診 受診率	45.3%	43.0%	33.8%	45.2%	46.9%
特定健診 受診率	30.8%	28.1%	19.9%	33.5%	34.6%

## (5)福祉サービス

### 【福祉有償運送事業】

何らかの介助が必要な要支援・要介護認定者及び障がいのある人に対し、道路運送法に基づき事業所の許可を取得し、本村では訪問介護サービス事業所の社会福祉協議会、農業協同組合で実施しています。

#### ■実績

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
利 用 者 数	孺恋村社会 福祉協議会	65 人	63 人	69 人	64 人	50 人
	孺恋村農業 協同組合	37 人	38 人	40 人	36 人	23 人
	社会福祉法人 のどか	4 人	4 人	—	—	—

※社会福祉法人のどかは 2019 年度で事業終了

## 【デマンドバス(チョイソコつまごい)】

高齢者の外出を応援する新しい公共交通サービスとして、2020年9月からデマンドバス「チョイソコつまごい」の実証実験を実施しています。2024年9月で実証実験の期間が終了することから実証実験のデータを基に、高齢者の移動手段の主軸として、事業化への移行を進めていきます。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(2023年度)に併せて実施した本事業の認知度調査では、「名前は聞いたことはあるが内容は知らない」が32.9%、「全く知らない」が8.4%であり、全体の約4割が知らないことから、啓発の強化を行っていく必要があります。

### ■実績

	2022年度
会員登録件数	297件

## 【高齢者福祉タクシー事業】

ひとり暮らし及び高齢者世帯で外出が困難な高齢者に対し、移動手段の確保、高齢者の外出促進を図るため、タクシー利用料金の一部を村で助成します。「おでかけタクシー」「デマンドバス(チョイソコつまごい)」の運行開始により利用者が減少しました。

### ■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
高齢者福祉タクシー 利用回数	145回	81回	15回	57回	3回

## 【おでかけタクシー利用助成事業】

65歳以上の高齢者及び障害者手帳を持っている住民の移動手段確保のため、契約したタクシー会社で利用できる助成券を利用額の2割で販売しています。1,000円助成券の50枚綴に加え2022年には25枚綴を発行しました。「チョイソコつまごい」の運行開始に伴い利用者数はやや減少していますが、「チョイソコつまごい」の補完制度として、平行して提供し、移動手段の確保を行っています。

### ■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
おでかけタクシー 利用助成券 発行冊数	109冊	147冊	175冊	220冊	50枚綴75冊 25枚綴82冊

## 【福祉バス運行事業】

65歳以上高齢者及び障がいのある人に対し、移動手段の確保、温泉施設利用による健康増進、閉じこもり防止を図るため実施してきました。近年は利用者の減少が課題となっており、2022年度から1路線に縮小し、「チョイソコつまごい」への移行を進めています。

■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
利用者延人数	2,558人	2,313人	1,706人	1,605人	81人

【高齢者温泉入浴事業】

高齢者の閉じこもり予防や健康増進を目的に、村内の契約した温泉施設の利用券を発行し、外出の機会を促進しています。

■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
利用延人数	58,042人	57,290人	40,955人	46,216人	51,579人
購入者延人数	1,223人	1,200人	838人	1,013人	1,075人

【日常生活自立支援事業】

金銭等の管理が困難な高齢者に対し、孀恋村社会福祉協議会が窓口となり、協力員が利用者の金銭等を管理することでトラブル等を防止します。村では、孀恋村社会福祉協議会が行う住民税非課税者に対する利用助成事業に対し、補助金を交付し事業支援を行っています。

■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
利用者数	14人	10人	11人	13人	16人
援助時間	150時間	97.5時間	120時間	139.5時間	154.5時間

【特殊詐欺防止機能付電話等購入費補助金】

特殊詐欺による被害の防止を図るため、65歳以上の高齢者がいる世帯を対象に、特殊詐欺などへの対策機能を備えた電話機や周辺機器を購入した方に補助金を交付し、特殊詐欺被害等への備えと意識啓発を行っています。

■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
交付者数	2人	4人	9人	10人	9人

【孀恋村シルバー人材センター】

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に地域社会の活性化に貢献する組織です。本村では、孀恋村社会福祉協議会に委託して実施をしています。

■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
作業実績	331件	360件	376件	391件	377件

## 【老人クラブ活動推進事業】

老人クラブ活動により、地域での交流を深め、高齢者の生きがいや健康づくりを推進しています。

### ■実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
会員数	1568人	1614人	1533人	1525人	1518人

## (6)介護サービス・介護予防サービス

### 【介護予防サービスの年度実績と対計画比】

介護予防サービスは、2021年度、2022年度にかけて、「介護予防短期入所生活介護」において、実績値が計画値を上回っています。

単位：人／月、回／月

		2021年度			2022年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
介護予防訪問入浴 介護	回数(回)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	回数(回)	31.6	103.8	30.4	36.8	103.8	35.5
	人数(人)	7	15	46.7	8	15	53.3
介護予防訪問リハビリ テーション	回数(回)	108.6	0.0	-	110	0	-
	人数(人)	15	0	-	15	0	-
介護予防居宅療養管 理指導	人数(人)	1	0	-	0	0	-
介護予防通所リハビリ テーション	人数(人)	7	11	63.6	7	11	63.6
介護予防短期入所生 活介護	日数(日)	7.8	2.1	371.4	2.6	2.1	123.8
	人数(人)	2	1	200.0	1	1	100.0
介護予防短期入所療 養介護(老健)	日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
介護予防短期入所療 養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	36	43	83.7	36	43	83.7
特定介護予防福祉用 具購入費	人数(人)	0	0	-	1	0	-
介護予防住宅改修	人数(人)	1	0	-	1	0	-
介護予防特定施設 入居者生活介護	人数(人)	0	1	0.0	0	1	0.0
介護予防支援	人数(人)	55	61	90.2	91.9	62	148.2

## 【介護サービスの年度実績と対計画比】

介護サービスは、計画値より「訪問看護」「通所介護」が下回っており「訪問リハビリテーション」が大幅に計画値を上回っています。

単位：人／月、回／月

		2021年度			2022年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
居宅サービス							
訪問介護	回数(回)	885.8	1148.8	77.1	732.1	1161.9	63.0
	人数(人)	59	69	85.5	53	70	75.7
訪問入浴介護	回数(回)	10.0	9.0	111.1	10.0	13.6	73.5
	人数(人)	3	2	150.0	3	3	100.0
訪問看護	回数(回)	208.1	574.2	36.2	190.0	588.0	32.3
	人数(人)	42	71	59.2	35	73	47.9
訪問リハビリテーション	回数(回)	164.1	6.8	2413.2	119.0	6.8	1,750.0
	人数(人)	22	1	2200.0	16	1	1,600.0
居宅療養管理指導	人数(人)	21	21	100.0	21	26	80.8
通所介護	回数(回)	1109.0	1364.8	81.3	953.0	1358.4	70.2
	人数(人)	119	136	87.5	102	136	75.0
通所リハビリテーション	回数(回)	168.2	142.4	118.1	152.0	157.9	96.3
	人数(人)	29	29	100.0	24	32	75.0
短期入所生活介護	日数(日)	517.8	497.0	104.2	485.4	588.0	82.6
	人数(人)	28	27	103.7	25	32	78.1
短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	25.3	14.0	180.7	21.6	14.0	154.3
	人数(人)	2	1	200.0	2	1	200.0
短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
短期入所療養介護 (介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	人数(人)	139	145	95.9	126	147	85.7
特定福祉用具購入費	人数(人)	1	1	100.0	2	1	200.0
住宅改修費	人数(人)	1	0	-	0	0	-
特定施設入居者生活介護	人数(人)	22	19	115.8	22	21	104.8
居宅介護支援	人数(人)	218	227	96.0	190	230	82.6

## (7)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの実施

### 【地域密着型介護予防サービスの年度実績と対計画比】

地域密着型介護予防サービスは、計画値・実績値ともに実施はありません。

単位:人/月、回/月

		2021年度			2022年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	-	0	0	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	-	0	0	-

### 【地域密着型サービスの年度実績と対計画比】

地域密着型サービスは、概ね計画値どおりか、実績値が計画値を下回っています。

単位:人/月、回/月

		2021年度			2022年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	1	0	-	1	0	-
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	回数(回)	267.6	495.9	54.0	218.8	510.4	42.9
	人数(人)	32	39	82.1	25	39	64.1
認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	28	-	0	30	-
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	30	27	111.1	33	28	117.9
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	17	24	70.8	18	26	69.2
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	-	0	0	-

## (8)施設サービスの実施

### 【施設サービスの年度実績と対計画比】

施設サービスは、概ね計画値どおりか、実績値が計画値を下回っています。

		2021年度			2022年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
施設サービス							
介護老人福祉施設	人数(人)	75	75	100.0	74	78	94.9
介護老人保健施設	人数(人)	12	16	75.0	13	19	68.4
介護医療院	人数(人)	3	6	50.0	4	6	66.7
介護療養型医療施設	人数(人)	0	0	-	0	0	-



## 2 第8期計画の取り組み評価

第8期計画については、基本理念、2つの基本目標、9つの基本方針 22 の施策の柱について、関係各所と連携し取り組みを推進するための方策を検討した上で、各種施策に取り組みました。

### (1)基本理念

みんなの力で、生涯いきいきと安心して暮らせるむら

### (2)基本目標・基本方針・施策

#### 【基本目標 I 高齢者が安心して生活できるむらづくり】

##### 1. 高齢者の包括的・総合的な支援

施策	評価
1-1 地域包括支援センターの運営	介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント事業等を一体的に担うために保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが連携を図り、地域の包括的・継続的な支援を行いました。 地域包括支援センターの認知度が低いため周知啓発を強化する必要があります。

##### 2. 地域支援事業の充実

施策	評価
2-1 介護予防・日常生活支援総合事業の実施	高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう要支援者への適正なケアマネジメントを実施し、要介護状態への悪化の防止を図りました。また介護予防教室の実施、フレイル予防、サロンの充実等行い介護予防の啓発を図りました。介護度に応じたサービスや、介護予防に自ら継続して取り組める環境が必要です。
施策	評価
2-2 包括的な支援の実施	高齢者の権利擁護の推進、認知症高齢者が地域で生活できるような体制支援、在宅医療・介護を一体的に利用できる連携体制の強化、地域ケア会議の実施、生活支援サービス体制整備の推進、ケアマネの資質向上の支援を図りました。
施策	評価
2-3 任意事業の実施	被保険者や、要介護者を介護する家族が安心した生活を継続できるよう、村の実情に応じた必要なサービスを実施しています。適正なサービス提供のため、ニーズ把握を行うと共に、ケアマネジャーや支援者等への情報提供が必要です。

### 3. 介護保険サービスの充実

施策	評価
3-1 介護サービス・介護予防サービスの実施	住み慣れた地域で暮らすことができるように必要なサービス提供を行い要介護状態が悪化しないようにしました。サービス提供事業者の新規参入の必要があります。
3-2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防 サービスの実施	吾妻郡では、設置町村以外の被保険者も利用ができるよう協力しています。本村では、認知症対応型共同生活介護施設の充実を図りましたが施設整備に至らなかったため継続して整備に努める必要があります。
3-3 施設サービスの実施	施設入所が必要である高齢者には適切に入所できるように支援し待機者を出さないように努めました。入所者が安心してサービス利用ができるよう更に連携していく必要があります。

### 4. 保健・福祉サービスの充実

施策	評価
4-1 保健サービスの充実	健康に関する正しい知識の普及を図るために健康教育や健康相談を実施し、健康の保持増進が図れました。後期高齢者健診等の受診率向上に努める必要があります。
4-2 福祉サービスの充実	住み慣れた地域で生活していくために必要な外出援助として乗合送迎サービスの充実を図りました。介護認定を受けていない高齢者の日常生活に必要な援助事業を行いました。

## 【基本目標Ⅱ 高齢者がいきいき暮らせるむらづくり】

### 1. 高齢者が健やかに暮らせるむらづくり

施策	評価
1-1 保健・医療・福祉の連携強化	支援が必要な高齢者へ必要な支援が提供できるように地域包括支援センターが中心となって保健・医療・福祉の各分野と調整して適正なサービス提供ができるような体制づくりを行いました。
1-2 高齢者の健康づくり活動	高齢者が心身ともに健康で自立した生活が送れるよう正しい知識と意識を高めるために保健事業の実施や各種スポーツへの参加の促進を図りました。

### 2. 高齢者が活躍できるむらづくり

施策	評価
2-1 生きがいづくり	いきいきと過ごすための生きがいづくり活動の場を地域において充実を図りました。またシルバー人材センターを充実するために会員を増やして活躍できる場を増やしました。各世代間の交流が図れるような体制整備が今後は必要になります。
2-2 生涯学習活動の充実	村内における生涯学習活動に積極的に参加できるような体制が構築できるように努める必要があります。
2-3 高齢者の就労の場	高齢者の就労の場としたシルバー人材センターの充実を図るため会員の増員を図りました。そのほかに高齢者が働けるような場を作ることが必要になります。

### 3. 高齢者を見守るむらづくり

施策	評価
3-1 ボランティア活動の推進	個々においてボランティア活動する意識はあることから、地域で高齢者を支えるボランティア活動ができるような支援をする必要があります。また生活支援サービス体制整備において地域の高齢者を支える仕組みづくりに今まで以上に取り組む必要があります。
3-2 地域における福祉活動	公的サービス以外に行政区、老人クラブ、ボランティア活動団体等の地域での支え合い体制の構築や住民一人ひとりの福祉への意識を高め住民主体の福祉コミュニティの形成を今まで以上に図る必要があります。

### 4. 高齢者がのびのび暮らせるむらづくり

施策	評価
4-1 バリアフリーの推進	新婦恋会館の設計では、バリアフリー法、群馬県の条例を準拠し設計を進めました。一方、既存の公共施設、農村公園、村道等では、安全面の修繕が優先し、

	<p>バリアフリー化には至っていません。計画的な推進が必要です。</p> <p>チョイソコつまごいの運行開始により、高齢者の移動手段確保を図りました。住民に不便をかけずに類似事業の統廃合を進める必要があります。</p>
4-2 交通安全活動の推進	<p>高齢者の運転免許の自主返納に対し特典を付け推進する高齢者運転自主返納支援事業や西吾妻交通安全協会と交通安全教育を行い、高齢者ドライバーの交通事故を防ぐ取り組みを行っています。</p>
4-3 防犯活動の推進	<p>消費者トラブルや特殊詐欺防止についての冊子やチラシの配布、介護予防教室やサロン等での講話などの啓発活動を行いました。より効果的な啓発活動を関係機関、庁内関係課と協働で行う必要があります。</p>
4-4 防災活動・感染症対策の推進	<p>(1)防災活動推進</p> <p>民生委員による災害時避難行動要支援者調査を基に、地域の支援体制整備を促進しました。</p> <p>スマホ教室を開催し、スマートシティ防災システムLINEの普及を行いました。</p> <p>防災への意識啓発と自主防災組織の強化の必要があります。</p> <p>(2)感染症対策の推進</p> <p>高齢者が確実にワクチン接種をできるように会場や移動手段等に配慮し、関係機関と連携し実施しました。また、介護保険施設事業所へ感染対策用品の無償配布を行いました。事業所における訓練や研修への支援、サービスの継続確保に向けた協力連携体制構築に課題が残りました。</p>

## 5. 高齢者の尊厳を守るむらづくり

施策	評価
5-1 高齢者の虐待防止	<p>地域包括支援センターを相談窓口として周知しました。また虐待に対する早期対応ができるように関係機関と連携しています。</p>
5-2 認知症高齢者対策の推進	<p>認知症高齢者が地域で暮らすことかできるよう認知症カフェの実施やその家族等の相談会を開催しました。また成年後見制度を担う中核機関を地域包括支援センター内に設置し相談支援体制を図ったので周知していく必要があります。</p>

# 第4章 第9期計画の基本方針

## 1 基本理念

みんなの力で、生涯いきいきと安心して暮らせるむら  
～誰もが支え・支えられる持続可能な地域づくり～

本計画では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるまちづくりを進めることが必要です。また、行政や関係機関、サービス提供事業者だけではなく、一人ひとりが積極的な社会参加を通じて、村民・地域・行政・民間事業者等が担うべき役割を認識し、高齢者福祉の充実に向けて、誰もが支え・支えられる持続可能な地域づくりが求められます。

これらのことを踏まえて、本計画では、第8期計画で設定した基本理念を踏襲しつつ、「みんなの力で、生涯いきいきと安心して暮らせるむら～誰もが支え・支えられる持続可能な地域づくり」の実現を基本理念とし、高齢者が可能な限り健康で、安心して住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けるために、包括的な支援体制の充実に向けて努めていきます。

## 2 基本方針・基本施策

基本方針	基本施策
I 誰もがいきいきと暮らせるむらづくり	(1) 介護予防・健康づくりの取り組み【重点】 (高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施) (2) 高齢者の社会参加の促進（と活躍の場づくり） (3) 自立生活への支援
II 誰もが自分らしく安心して暮らせるむらづくり	(1) 認知症の予防・支援施策の推進【重点】 (2) 地域で支えあう仕組みづくり (3) 介護・福祉サービスの提供と基盤の充実・強化 (4) 高齢者の権利擁護の推進
III 誰もが包括的な切れ目のない支援を受けられるむらづくり	(1) 地域共生社会に向けた包括的支援【重点】 (重層的支援体制整備) (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 防災・安全対策の推進 (4) 介護・福祉人材の確保・育成に向けた取組

## 第5章 推進のための施策

高齢者が要介護(要支援)状態になることを予防するとともに、介護や医療が必要になっても、可能な限り、地域で安心して暮らせるように、介護保険法に基づく地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業などを実施するとともに、介護予防・健康づくりの観点から各種取り組みを推進していきます。

各基本方針・基本施策に対し、施策目標と主な取り組み内容は、以下に示すとおりです。

### 【参考:主な取組内容の施策区分と内容】

施策区分	内容
介護予防・生活支援サービス事業	基本チェックリストにおいて生活機能の低下が見られる方や、要介護認定で要支援1・2と判定された方を対象に、「訪問型サービス」と「通所型サービス」を行います。
一般介護予防事業	65歳以上のすべての方を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発や、介護予防に役立つ自主的な地域活動の育成・活動支援事業等を行います。
包括的支援事業	地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業のことです。
任意事業	任意事業とは、法令の趣旨に沿って、市町村が必要と判断し実施する事業です。
保健福祉事業	介護者の支援のために必要な事業や高齢者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業を行います。
保健サービス	健康に関する正しい知識の普及啓発や、生活習慣病予防・重症化予防を図ることを目的に、健康教育や健康相談、各種健康診査等を行います。
その他	高齢者の生活を支援するために、介護保険以外で村が独自に行う事業のことです。

## 基本方針Ⅰ 誰もがいきいきと暮らせるむらづくり

基本施策別の目標および主な取り組みを記載しています。主な取り組みは、新規の事業については「新」、拡充する事業については「拡」、これまでの取り組みを引き継ぎ行う事業は「継」と記載しています。

### (1)介護予防・健康づくりの取り組み【重点】

介護が必要な状態となることを予防または時期を先送りすることで、健康寿命の延伸を目指します。そのために、フレイル予防などの視点もふまえながら保健事業と一体的に推進し、介護予防や健康づくりの取り組みを切れ目なく実施し併せて、通いの場等の住民主体の活動を広げるための取り組みの強化を図ります。

■施策目標		現状値 2022年度	目標値 2025年度
・健康寿命の延伸(65歳平均自立期間)	男性	81.6歳	延伸
	女性	84.6歳	延伸
■主な取組内容	一般介護予防事業 (介護予防普及啓発事業)	継	講演会、パンフレット等の作成・配布
		拡	介護予防教室
	一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業)	拡	通いの場等の活動支援
		拡	介護予防に関するサポーター養成、フォローアップ等の活動支援
		継	ミニデイサービス事業
	一般介護予防事業 (地域リハビリテーション活動支援事業)	新	リハビリテーション専門職による介護予防への取り組み検討
保健サービス	新	保健事業と介護予防の一体的な実施	
保健サービス	継	後期高齢者健診、特定健康診査・特定保健指導	

## (2)高齢者の社会参加の促進(と活躍の場づくり)

住み慣れた地域でいきいきと生活を送ることができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、それまで培った技能や技術を発揮したなかで役割を担いながら地域共生社会の一員として活躍ができるような支援を行います。

■施策目標		現状値 2022年度	目標値 2025年度
・会・グループ等への参加頻度(収入のある仕事)		35.6%	増加
・毎日の生活の中で、生きがいの有無		60.9%	増加
■主な取組内容	その他	継	シルバー人材センター活動による就労・社会参加促進
	その他 保健福祉事業	継	老人クラブ活動支援事業による生きがい活動の促進
		継	高齢者温泉入浴事業
	その他	継	世代間交流機会の促進

## (3)自立生活への支援

住み慣れた地域で、自立して安心した暮らしを続けることができるよう、介護保険では対応していないサービスにより、日常生活へのきめ細かな支援や見守り等を行うことが必要です。高齢者の地域での生活を支援するため、介護保険外サービスを実施し、周知と利用促進を図っていきます。

■施策目標		現状値 2022年度	目標値 2025年度
・各種自立支援事業利用者数 (①配食②緊急通報システム③成年後見制度)		①350人 ② 24人 ③ 1件	増加
■主な取組内容	任意事業	継	配食サービス
	任意事業	継	緊急通報システム
	任意事業	継	成年後見制度利用支援事業
	包括的支援事業	継	日常生活自立支援事業利用支援
	保健福祉事業	継	紙おむつ等支給事業



## 基本方針Ⅱ 誰もが自分らしく安心して暮らせるむらづくり

基本施策別の目標および主な取り組みを記載しています。主な取り組みは、新規の事業については「新」、拡充する事業については「拡」、これまでの取り組みを引き継ぎ行う事業は「継」と記載しています。

### (1) 認知症の予防・支援施策の推進【重点】

認知症の有無に関わらず、同じ社会で生きる一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、お互いの人格と個性を尊重しつつ支えあいながら「共生」する社会の実現、また認知症の発症を遅らせ、進行を緩やかにするという「予防」の取り組みを通じ、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちづくりを進めます。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、認知症基本法)が2024年1月1日に施行されました。認知症基本法では、都道府県計画・市町村計画の策定が努力義務化されていることから、今後計画策定を検討していきます。

■施策目標		現状値 2022年度	目標値 2025年度
・認知症に関する相談窓口を知っている方の割合		22.7%	増加
・チームオレンジの設置 ※		未設置	設置
・認知症対策に関する計画策定		未策定	策定
■主な取組内容	包括的支援事業 (認知症総合支援 事業)	継	認知症カフェ
		継	認知症介護相談会
		継	認知症初期集中支援
	任意事業	拡	認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座

※ 認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。

### (2) 地域で支えあう仕組みづくり

村民、自治会、地域団体、医療・福祉関連事業者、民間企業、行政等が連携し、地域の資源とネットワークを活かして、豊かな高齢社会に向け、支え合う地域社会づくりを進めます。

■施策目標		現状値 2022年度	目標値 2025年度
・住民を対象とした地域づくりフォーラムの開催		－	1回
・関係者勉強会の開催		1回	3回
■主な取組内容	包括的支援事業	継	協議体会議
		継	自立支援型ケア会議
		継	要支援高齢者連絡会議

### (3)介護・福祉サービスの提供と基盤の充実・強化

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に推進される「地域包括ケアシステム」は、一人の力では実現できません。高齢者に加え、全ての年代が多様な主体となって取り組む、共生社会を視野に入れたサービス展開が実現できるよう「地域でともに支えあう」施策を総合的に進めます。

■施策目標		現状値 2022年度	目標値 2025年度
・地域の人々が互いに助け合っていると思う(そう思う・どちらかと言えばそう思う)方の割合		64.0%	70.0%
・住宅施策に関する検討の場の開催		－	年1回
■主な取組内容	その他 【生活支援体制整備】	新	住宅施策に関する検討
		拡	チョイソコつまごい運行 おでかけタクシー
		継	福祉有償運送
		継	民生委員・児童委員活動
		継	地域での見守り活動

### (4)高齢者の権利擁護の推進

自らの権利主張が困難な高齢者に対し、意思決定の支援や、権利を守るための方法について、関係機関・専門職と連携を図り、問題解決を行っていきます。

また、地域住民に対し、正しい制度理解や、詐欺被害、権利侵害の防止などを目的に、権利擁護に関する周知・啓発活動を行っていきます。

高齢者一人ひとりの、尊厳が保たれた生活が送れるよう支援していきます。

■施策目標		現状値 2022年度	目標値 2025年度
権利擁護に関する講演会の開催		1回	2回
権利擁護に関する相談会		－	2回
■主な取組内容	包括的支援事業	継	地域ケア個別会議の開催
		新	権利擁護に関するエンディングノートの啓発
		拡	権利擁護に関する総合相談窓口
		継	成年後見人制度利用支援
		拡	地域連携ネットワークの推進
		継	高齢者虐待防止事業

## 基本方針Ⅲ 誰もが包括的な切れ目のない支援を受けられる むらづくり

基本施策別の目標および主な取り組みを記載しています。主な取り組みは、新規の事業については「新」、拡充する事業については「拡」、これまでの取り組みを引き継ぎ行う事業は「継」と記載しています。

### (1)地域共生社会に向けた包括的支援【重点】(重層的支援体制整備)

福祉、医療、住宅、司法、教育等の多機関と連携し地域住民が抱える課題に包括的に対応するための体制を強化します。また、すぐに支援に繋がらない方へのアウトリーチ(さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届ける)を継続的に行うとともに、社会的な孤立を防ぐため、居場所づくりの支援を行います。

現行の高齢者に対する地域包括ケアシステムの取り組みを拡充し、新しい地域包括ケアシステムの支援体制として、世代や属性を問わず、地域の実情に見合った総合的なサービス提供体制を構築していきます。

■施策目標		現状値 2022年度	目標値 2025年度
重層的支援担当者ミーティング		未実施	2回実施
地域まるごと円卓会議		未実施	2回実施
■主な取組内容	その他	拡	包括的な相談窓口
	その他	拡	複雑化・複合化した課題への取り組み

### (2)在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続し、入退院、急変時において、一体的でスムーズな医療・介護サービスの提供を受けられ、本人の望む場所での看取りがかなうよう、医療機関と在宅医療・介護関係職種の連携を推進します。また、地域住民への普及啓発を行います。

社会資源を共有する吾妻郡内の町村と共同で、吾妻郡医師会に委託し連携を推進します。

■施策目標		現状値 2022年度	目標値 2025年度
介護事業所と医療機関との情報共有、意見交換の機会		3回	3回
在宅医療・介護連携推進会議開催		未実施	実施
■主な取組内容	包括的支援事業	継	吾妻郡在宅医療・介護連携支援事業 (郡医師会への委託)

### (3)防災・安全対策の推進

災害時はもとより、要配慮者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくために、平常時から地域での「共助」の支えあいの仕組みを作ることを目的に、各地域の実情に応じた「要配慮者支援組織」の設置を推進します。

■施策目標		現状値 2022年度	目標値 2025年度
災害時要支援高齢者個別避難計画作成		未実施	実施
■主な取組内容	その他	拡	自主防災組織・避難行動要支援者名簿
	その他	継	特殊詐欺防止機能付電話の普及

### (4)介護・福祉人材の確保・育成に向けた取り組み

介護人材の確保には、高度な知識やスキルが求められる職業としての地位の確立が必要であり、処遇の改善をはじめ、業界のイメージアップ、キャリアアップの支援、生産性の向上やハラスメント対策等の働きやすい職場の実現を通じ、介護職が職業として選ばれ、就労後も長期にわたって活躍できるものとなるよう、事業所とともに取り組みます。

また、ケアマネジャー連絡会議を開催し、事例検討会や情報交換を行い、ケアマネジャーの資質の向上や介護保険サービスの向上に努めています。

■施策目標		現状値 2022年度	目標値 2025年度
孺恋村介護職員初任者研修の年間受講者数		4人	10人
■主な取組内容	その他	拡	介護職員初任者研修の開催
	その他	新	中学生・高校生への出前講座の実施
	包括的支援事業	継	ケアマネジャー連絡会議、勉強会

# 第6章 施設整備と介護保険サービスの見込

## 1 施設整備計画

### (1) サービス基盤の現状

2023(令和5)年10月末における村内のサービス基盤所状況は以下のとおりです。

サービス区分	村内施設			
	施設数 (力所)	定員数 (人)	利用者 (人)	利用率 (%)
居宅サービス				
通所介護	2	75	45	60
短期入所生活介護	1	10	8	80
地域密着型サービス				
認知症グループホーム	1	18	16	89
地域密着型通所介護	1	18	12	67
介護老人福祉施設(ユニット型)	1	20	20	100
施設サービス				
介護老人福祉施設	1	70	45	100
ケアハウス	1	17	17	100

※通所介護の利用者は事業所からの聞き取りによる10月における1日平均利用者数

### (2) 県指定の基盤整備

サービス区分	第8期計画取組状況		第9期計画の方針	
	現状値 (2022年度)		整備目標量 (2026年度)	
	施設数 (力所)	定員数 (人)	施設数 (力所)	定員数 (人)
介護老人福祉施設	1	70	1	70
介護老人保健施設	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0

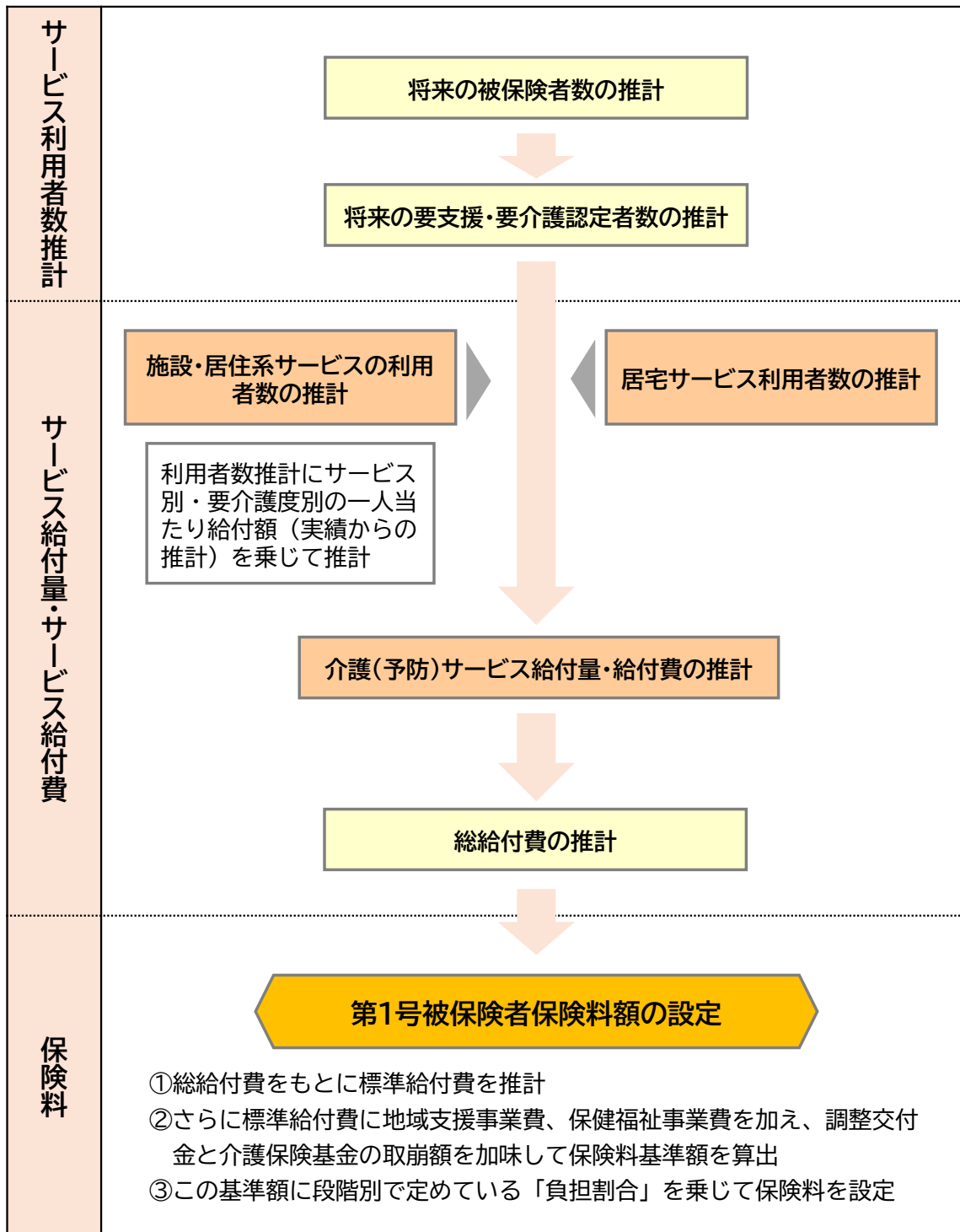
### (3)村指定の基盤整備

サービス区分	第8期計画取組状況		第9期計画の方針	
	現状値 (2022年度)		整備目標量 (2026年度)	
	施設数 (力所)	定員数 (人)	施設数 (力所)	定員数 (人)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	—	0	—
夜間対応型訪問介護	0	—	0	—
(介護予防)認知症対応型通所介護	0	—	0	—
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	0	—	0	—
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	1	18	2	36
地域密着型特定施設入所者生活介護	0	—	0	—
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	1	20	1	20
看護小規模多機能型居宅介護	0	—	0	—
地域密着型通所介護	1	18	1	18

## 2 介護保険事業費の算出方法と保険料

### (1)各サービスの給付量・保険給付費・保険料額の算出方法

各サービスの給付量・保険給付費・保険料額の算定については、先に推計された要支援・要介護認定者数を基に、これまでのサービス利用実績、将来の将来の利用者数などを勘案して、設定します。さらにこの設定に基づき、保険料額を算出します。



## (2) サービス利用者数の推計

### ① 将来の被保険者数の推計

人口の推計を見ると、被保険者数は減少傾向にあり、2026年には6,149人になると推計されています。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度
被保険者総数	6,361	6,295	6,226	6,149	5,823	5,405
第1号被保険者数 (65歳以上)	3,539	3,534	3,527	3,530	3,524	3,386
第2号被保険者数 (40-64歳)	2,822	2,761	2,699	2,619	2,299	2,019

### ② 将来の要支援・要介護認定者数の推計

第9期計画期間の要支援・要介護認定者数の推計をみると、2026年の認定者数は550人になっており、被保険者数は減少する中、要支援・要介護の認定者数は増加傾向になることが見込まれています。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度
認定者数 (うち1号被保険者数)	533 (527)	539 (533)	539 (533)	550 (544)	577 (573)	623 (619)
要支援1 (うち1号被保険者数)	66 (65)	67 (66)	68 (67)	69 (68)	64 (63)	67 (66)
要支援2 (うち1号被保険者数)	80 (78)	84 (82)	82 (80)	85 (83)	95 (93)	104 (102)
要介護1 (うち1号被保険者数)	88 (87)	86 (85)	86 (85)	88 (87)	89 (88)	92 (91)
要介護2 (うち1号被保険者数)	81 (80)	78 (77)	79 (78)	82 (81)	91 (91)	100 (100)
要介護3 (うち1号被保険者数)	113 (112)	119 (118)	120 (119)	120 (119)	121 (121)	134 (134)
要介護4 (うち1号被保険者数)	64 (64)	62 (62)	61 (61)	61 (61)	70 (70)	75 (75)
要介護5 (うち1号被保険者数)	41 (41)	43 (43)	43 (43)	45 (45)	47 (47)	51 (51)



### (3)サービス給付量・サービス給付費の推計

#### ① 介護予防サービスの見込量

単位:人/月、回/月

		第9期			長期推計	
		2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	2,190	2,223	2,223	2,609	2,609
	回数(回)	35.4	35.9	35.9	42.4	42.4
	人数(人)	7	7	7	8	8
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	5,285	5,334	5,652	6,014	6,276
	回数(回)	155.6	157.0	166.1	177.7	185.5
	人数(人)	22	22	23	24	25
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	4,910	4,916	4,916	5,426	5,937
	人数(人)	11	11	11	12	13
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	675	675	683	683	675
	日数(日)	8.8	8.8	8.9	8.9	8.8
	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	4,392	4,231	4,130	5,436	5,939
	人数(人)	48	46	45	58	63
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	241	241	241	241	241
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費(千円)	700	700	700	700	700
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1,226	1,227	2,455	1,227	1,227
	人数(人)	1	1	2	1	1

		第9期			長期推計	
		2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防支援	給付費(千円)	3,789	4,015	4,234	4,174	4,131
	人数(人)	69	73	77	76	77

## ② 介護サービス見込量

単位:人/月、回/月

		第9期			長期推計	
		2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度
居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	27,045	25,176	26,354	32,762	34,407
	回数(回)	658.1	610.1	637.4	797.4	838.9
	人数(人)	49	47	49	57	61
訪問入浴介護	給付費(千円)	1,943	1,050	1,050	1,050	1,066
	回数(回)	12.6	6.8	6.8	6.8	6.9
	人数(人)	3	2	2	2	2
訪問看護	給付費(千円)	20,104	20,227	20,833	22,986	24,446
	回数(回)	228.6	232.4	241.8	266.4	281.8
	人数(人)	37	38	39	42	45
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,053	4,231	4,851	4,137	4,295
	回数(回)	110.5	115.4	132.4	112.8	117.0
	人数(人)	15	15	17	15	16
居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,580	1,500	1,336	1,599	1,961
	人数(人)	19	18	16	19	23
通所介護	給付費(千円)	98,229	89,316	86,739	99,324	108,325
	回数(回)	925.5	846.9	824.3	934.3	1,020.3
	人数(人)	99	93	91	101	111
通所リハビリテーション	給付費(千円)	11,916	11,734	11,946	10,218	12,260
	回数(回)	124.9	126.8	128.9	108.4	128.4
	人数(人)	24	23	23	20	24
短期入所生活介護	給付費(千円)	36,105	35,605	32,060	36,313	39,840
	日数(日)	420.3	413.4	377.8	426.6	465.4
	人数(人)	24	24	22	26	28
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	3,696	3,700	3,700	1,850	1,850
	日数(日)	26.6	26.6	26.6	13.3	13.3
	人数(人)	2	2	2	1	1
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	19,357	18,234	18,319	21,685	23,590
	人数(人)	114	111	113	128	136
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	508	508	508	508	508
	人数(人)	1	1	1	1	1
住宅改修費	給付費(千円)	471	471	471	943	943
	人数(人)	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	45,533	49,961	49,961	47,938	53,314
	人数(人)	19	21	21	20	22

		第9期			長期推計	
		2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度
地域密着型サービス						
	給付費(千円)	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	22,857	22,589	23,547	21,868	25,704
	回数(回)	224.3	223.1	234.1	213.7	246.1
	人数(人)	24	24	26	23	25
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	102,445	113,925	128,766	135,102	135,239
	人数(人)	35	39	44	46	46
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	65,402	69,084	69,434	68,868	69,084
	人数(人)	19	20	20	20	20
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	221,696	224,685	227,395	208,394	219,824
	人数(人)	75	76	77	71	75
介護老人保健施設	給付費(千円)	50,805	57,904	64,139	68,148	68,148
	人数(人)	14	16	18	19	19
介護医療院	給付費(千円)	15,506	23,533	27,938	27,938	27,938
	人数(人)	4	6	7	7	7
居宅介護支援	給付費(千円)	29,474	28,118	27,340	29,535	33,286
	人数(人)	172	165	161	173	194

### ③ 介護保険事業費内訳

#### ■標準給付費の見込み

単位:円

	第9期			長期推計	
	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度
総給付費	802,133,000	825,113,000	851,921,000	867,676,000	913,863,000
特定入所者介護サービス費等給付費額	32,812,065	32,853,588	33,524,069	34,636,395	37,397,704
高額介護サービス費等給付額	13,327,712	13,346,905	13,619,191	14,044,107	15,163,741
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,651,985	1,667,338	1,694,974	1,771,739	1,912,987
審査支払手数料	662,940	669,120	680,220	711,000	767,700
標準給付費見込額	850,587,702	873,649,951	901,439,454	918,839,241	969,105,132

#### ■地域支援事業費の見込み

単位:円

	第9期			長期推計	
	2024年度	2025年度	2025年度	2030年度	2035年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	28,659,284	29,480,642	29,599,000	31,808,393	33,649,064
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	21,500,000	21,500,000	21,500,000	18,205,686	17,746,320
包括的支援事業(社会保障充実分)	6,848,000	6,908,000	7,008,000	7,118,000	7,118,000
地域支援事業費	57,007,284	57,888,642	58,107,000	57,132,079	58,513,384

#### ■保健福祉事業費の見込み

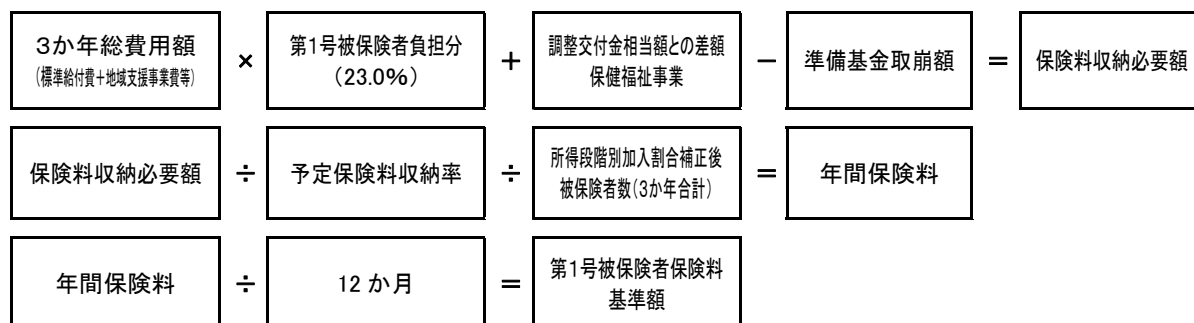
単位:円

	第9期			長期推計	
	2024年度	2025年度	2025年度	2030年度	2035年度
高齢者温泉保養事業	17,850,000	17,900,000	17,900,000	17,900,000	17,900,000
紙おむつ支給事業	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
保健福祉事業	19,650,000	19,700,000	19,700,000	19,700,000	19,700,000

## (4) 保険料額の設定

### ① 第1号被保険者で賄う介護保険料基準額

#### ◇ 保険料額算定の手順



#### ●3か年総費用額

施設・居住系サービス、在宅サービス等の介護サービス費、地域支援事業費、保健福祉事業費、高額介護サービス費等、全ての費用の3年間の合計額。

#### ●第1号被保険者負担分

総費用額のうち、23%を第1号被保険者の保険料でまかなうこととされている。

#### ●調整交付金相当額との差額

調整交付金は、総費用額の5%を標準とし、後期高齢者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料額の格差調整のために交付されるものであり、その差額を算入する。

#### ●準備基金取崩額

第8期計画期間までに積み立てた準備基金のうち、第9期介護保険料の軽減を図るために取り崩す額。

#### ●保険料収納必要額

第1号被保険者の保険料によりまかなう必要がある3年間の必要額。

#### ●保険料収納率

第1号被保険者の保険料収納割合で、過去の実績を勘案して見込む。

#### ●所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別の被保険者数に、各所得段階別の保険料率を掛け合わせ、合計した人数。

#### ●第1号被保険者保険料基準額

第9期計画期間中における基準となる保険料額。所得段階により保険料率が異なり、低所得者は負担が軽減され、高所得者には高負担をいただく。

## ◇ 財源構成

介護保険の財源構成は、介護保険法で被保険者の保険料が 50.0%、国・県・村による公費負担が 50.0%と定められており、第1号被保険者の負担割合は 23.0%となります。

なお、公費負担の 50.0%のうち国は 25.0%となっており、そのうち 5.0%は市町村の後期高齢者(75歳以上)人口の比率及び所得段階別の構成比に基づき、介護給付費財政調整交付金(以下、調整交付金)として、全国平均で 5.0%交付されます。

	第1号被保険者 保険料	第2号被保険者 保険料	国負担金	調整交付金	県負担金	村負担金	計
介護給付 (施設等給付費除く)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%	100%
介護給付 (施設等給付費)	23.0%	27.0%	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%	100%
保健福祉事業費	100.0%	-	-	-	-	-	100%
地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%	100%
地域支援事業費 (包括的支援事業・任意事業)	23.0%	-	38.5%	-	19.25%	19.25%	100%

## ② 保険料収納必要額等

単位:円

	2024年度	2025年度	2026年度	合計
標準給付費見込額(A)	850,587,702	873,649,951	901,439,454	2,625,677,107
地域支援事業費(B)	57,007,284	57,888,642	58,107,000	173,002,926
第1号被保険者負担分相当額(C)	208,746,847	214,253,876	220,695,684	643,696,408
調整交付金相当額(D)	43,962,349	45,156,530	46,551,923	643,696,408
調整交付金見込交付割合(E)	3.83%	3.55%	3.33%	
調整交付金見込額(F)	33,675,000	32,061,000	31,004,000	96,740,000
財政安定化基金拠出金見込額(G)				
財政安定化基金償還金(H)				
準備基金残高(I)				417,079,000
準備基金取崩額(J)				8,000,000
保健福祉事業(K)	19,650,000	19,700,000	19,700,000	59,050,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(L)				7,500,000
保険料収納必要額(M)	(C) + (D) - (F) + (G) + (H) - (J) + (K) - (L)			726,177,209
予定保険料収納率(N)				99.70%
予定保険料収納率を考慮した必要額	(M) ÷ (N)			726,177,209

※各費用の見込みには端数が含まれるため、3か年間総費用額と一致しない場合がある。

### ③ 所得段階別保険料額の算定

国の指針に従い、第 9 期では介護保険制度の持続的な運営を図るため、所得段階をこれまでの 9 段階から 13 段階に変更します。この変更に伴い、第 1 段階から第 3 段階は負担軽減、第 6 段階以上は負担能力に応じた保険料が設定されます。

#### ■第1号被保険者の保険料額

第9期介護保険 基準保険料 ▶▶ 5,300 円/月 (63,600 円/年)

段階	対象者		保険料率	保険料額
				年額
第1段階	世帯 全員が 住民税 非課税	老齢福祉年金を受けている方 又は生活保護受給の方	基準額× 0.285	18,100 円
第2段階		前年の本人合計所得額+課税年金収入額が 80万円以下の方		
第3段階		前年の本人合計所得額+課税年金収入額が 80万円を超え、120万円以下の方	基準額× 0.485	30,800 円
第4段階	世帯の 誰かが 住民税 課税	前年の本人合計所得額+課税年金 収入額が 80万円以下の方	基準額× 0.685	43,500 円
第5段階		前年の本人合計所得額+課税年金収 入額が 80万円を超える方	基準額	63,600 円
第6段階	本人が 住民税 課税	前年の合計所得額が 120万円未満の方	基準額× 1.20	76,300 円
第7段階		前年の合計所得額が 120万円以上 210万円未満の方	基準額× 1.30	82,600 円
第8段階		前年の合計所得額が 210万円以上 320万円未満の方	基準額× 1.50	95,400 円
第9段階		前年の合計所得額が 320万円以上 420万円未満の方	基準額× 1.70	108,100 円
第10段階		前年の合計所得額が 420万円以上 520万円未満の方	基準額× 1.90	120,800 円
第11段階		前年の合計所得額が 520万円以上 620万円未満の方	基準額× 2.10	133,500 円
第12段階		前年の合計所得額が 620万円以上 720万円未満の方	基準額× 2.30	146,200 円
第13段階		前年の合計所得額が 720万円以上の方	基準額× 2.40	152,600 円

※第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階の保険料率は、国の指針に沿って標準乗率に公費軽減割合を加えた最終乗率を記載しています(標準乗率は第 1 段階 0.455, 第 2 段階 0.685, 第 3 段階 0.69)。

※保険料の年額は「基準額×保険料率(100 円未満切り捨て)」で算出しています。



■所得段階別被保険者数の推計

単位:人

段階区分	合計	2024年度	2025年度	2026年度
第1段階	943	315	314	314
第2段階	953	318	317	318
第3段階	657	219	219	219
第4段階	826	276	275	275
第5段階	2,012	671	670	671
第6段階	2,266	756	755	755
第7段階	1,493	498	497	498
第8段階	763	255	254	254
第9段階	255	85	85	85
第10段階	126	42	42	42
第11段階	75	25	25	25
第12段階	63	21	21	21
第13段階	159	53	53	53
第1号被保険者数計	10,591	3,534	3,527	3,530

# 第7章 計画の推進体制

## 1 地域共生社会の実現に向けた体制整備

### (1) 地域共生の村づくりの実現に向けた重層的支援体制整備の推進

#### ●地域共生社会とは

子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現を目指すものです。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築を目指すものです。

#### ●つながり・重なり・支え合う「孀恋まるごとサポート」体制整備事業

介護、障がい、子育て、生活困窮といった「くらしの困りごと」に対応するため、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、包括的な支援体制を整備します。またこれらの推進に向け、役場内の関係部署による「重層的支援担当者ミーティング」および、役場および地域の関係機会等による「地域まるごと円卓会議」を実施し、包括的な支援体制の充実強化を図ります。

### －みんなで考えみんなで紡ぐ健康で居心地よい孀恋暮らし－ つながり・重なり・支え合う「孀恋まるごとサポート」体制づくりに取り組みます！



## 2 計画の推進方策

### (1)多角的な施策の推進

高齢者の健康づくりや生きがいづくり、安心や安全の確保など、本計画の理念を具現化し、展開していくためには、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範な分野の多角的な取り組みが必要になります。したがって、関係課はもちろんのこと、様々な関係機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

### (2)広域的な連携の推進

医療・介護・福祉資源を共有する吾妻郡の町村と、在宅医療・介護連携推進事業、認知症初期集中支援推進事業等を共同で推進していきます。

また、介護認定審査会については、今後も吾妻広域圏で実施し、情報交換など継続的な連携の中で、適正な介護認定体制を維持していきます。

### (3)関係機関・地域との協働による計画の推進

日頃から情報共有や連携支援の検討を迅速・柔軟に行い、地域共生社会の実現に向けた重層的な支援の体制整備ができるように、役場および福祉に関わる関係機関等との交流・情報交換の機会として、「地域丸ごと円卓会議」を実施します。

### (4)計画の進捗状況の確認

介護保険事業については、サービスの種類ごとに事業目標を設定していることから、毎年度の事業者の参入状況、サービス供給量などについて把握し、達成状況を点検するとともに、必要に応じて目標達成に向けた方策を講じていくものとします。

このため、地域の保健・医療・福祉関係者で組織する「嬭恋村介護保険運営協議会」における意見などを踏まえ、計画の進行管理、評価等を行っていくこととします。

また、計画の進行管理にあたっては、次のような点に留意して行っていきます。

- ① 保険料水準に対応したサービス水準を確保すること
- ② 基盤整備の向上を図ること
- ③ 計画の遅滞部分を早期に発見し、解決策を講じること
- ④ 計画の達成状況を広く公表すること
- ⑤ 利用者のニーズの把握と適切な反映を図ること

## 3 介護保険制度の運営および給付適正化への取り組み

### (1)地域包括支援センターの運営

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定に必要な援助、支援をします。また、さまざまなネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待等への対応などを含む総合的な相談窓口を行うことや高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援を行います。

また、介護保険事業運営協議会において、地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域支援事業や予防給付を中心としたセンターの活動の評価や充実を図ります。

### (2)総合的なケアマネジメントへの取り組み

介護保険サービスの利用者は、介護保険サービスだけでは十分なケアが受けられない場合があります。介護保険以外の保健・福祉サービスを含めた総合的なケアマネジメントを行う必要があるため、ケアマネジャーへの個別指導、相談、活動支援等を行うとともに、利用者から相談のあったケースや困難事例を中心に、具体的なケアプランの事例調査・指導及びケアプラン作成向上のための支援を行います。

### (3)介護サービスの質の向上

質の高い介護サービスを提供するため、サービス事業者に対する適切な指導を行うなど、介護保険サービスの質の向上を図ります。

### (4)介護給付適正化の推進

高齢化の進行に伴い、要介護高齢者の増加、介護給付費の増大、及び介護保険料の高騰し続けている中、介護保険制度の円滑な運営を持続していくためには、介護サービス費用の適正化を図っていく必要があります。そこで、保険者である本村が担うべき保険者機能の一環として、次の通り適正化計画を定めます。

#### 【Ⅰ 要介護認定の適正化】

認定調査の公平・公正性を確保するため、要介護・要支援認定申請にかかる調査結果の点検と、認定調査員の資質や専門性の向上のため e ラーニングシステムによる研修受講を進めるとともに、家族等の同席の下に調査を実施するよう努めます。

また、認定審査判定については、吾妻広域町村圏振興整備組合介護認定審査会において行っており、公平・公正性を確保するため、委員に対する研修を実施し、審査判定の適正化及び平準化、また特記事項等の適切な審査への反映されるよう、構成町村として関与していきます。

#### 【Ⅱ ケアマネジメントの適切化】

一人ひとりに応じたきめ細やかな支援が行われるよう、ケアプランの点検とともに、介護支援専門員、居宅介護支援事業所の資質向上のための検討支援を行います。

住宅改修、福祉用具購入・貸与の内容が自立支援につながる適切な内容か点検し適正化を図

ります。また、住宅改修等についての相談や適切な指導がおこなえる体制づくりを行います。  
併せて、住宅改修、福祉用具購入・貸与の適切な利用に向けた、住民への理解促進を図ります。

### 【Ⅲ事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適切化】

群馬県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより出力される帳票を基に、医療費情報との突合、縦覧点検を実施します。

取組の視点	事業の内容	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
Ⅰ 要介護認定の適正化	① 要介護認定の適正化(認定調査状況のチェック)	7%	増加
	② 認定調査員現任研修受講者	12人	14人
Ⅱ ケアマネジメントの適切化	③ ケアプランの点検	0件	3件
	④ 住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与の実態調査	0件	3件
Ⅲ 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適切化	⑤ 医療情報との突合・縦覧点検	全件	全件

## (5) 情報提供・広報体制等の充実

村民が気軽に、いつでも、必要な情報を入手できるように、村ホームページや広報紙、パンフレットなどを通じて情報を提供します。利用者が適切にサービスを選択できるよう、事業者情報の開示を促進します。

地域包括支援センターをはじめ、各種介護関係施設・機関などにおいて被保険者への相談対応・情報提供が適切に進められるよう、必要な情報を共有できるような機会や仕組みの検討を進めます。

# 資料編

## 1 孀恋村介護保険運営協議会規則

### (目的)

第1条 この規則は、孀恋村介護保険条例(平成12年孀恋村条例第1号)第1条の2の規定に基づき、孀恋村介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する高齢者福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び進行管理に関する事項
- (2) 法第8条第14項の地域密着型サービス及び法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供する者の指定及び運営に関する事項
- (3) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの運営に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村の介護及び高齢者福祉に関する施策に関して必要な事項

### (組織等)

第3条 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護及び高齢者福祉に関し学識又は経験を有する者
- (3) 介護サービスの事業に従事する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集しその議長となる。

2 運営協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 運営協議会の議決を要する議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

4 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則令和4年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後に、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日とする。(会議の招集等の特例)

3 第3条第2項の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集すべき運営協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

## 2 嬭恋村介護保険運営協議会委員名簿

氏名	所属等	備考
干川 博志	嬭恋村社会福祉協議会会長	委員長
滝沢 操	嬭恋村民生委員児童委員協議会会長	副委員長
櫻井 慶一	桜井クリニック院長	
美才治 大輔	びさいじデンタルクリニック院長	
大久保 守	嬭恋村議会総務文教常任委員長	
山崎 節子	嬭恋村老人クラブ連合会長	
橋詰 未榮	社会福祉法人 のどか	
宇野 美佐子	介護認定審査委員	
篠原 宏子	介護者	
高橋 正道	被保険者	

## 3 計画策定の経過

年月日	内容
令和5年11月20日	第1回嬭恋村介護保険運営協議会 嬭恋村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画について アンケート調査結果について
令和6年1月22日	第2回嬭恋村介護保険運営協議会 計画骨子案について
令和6年2月21日	第3回嬭恋村介護保険運営協議会 計画の素案、介護保険料について



---

**孺恋村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画  
2024年度～2026年度**

発行:孺恋村役場 健康福祉課

住所:〒377-1692

群馬県吾妻郡孺恋村大字大前 110 番地

TEL :0279-96-0511

FAX :0279-96-0516

発行年月:2024年3月